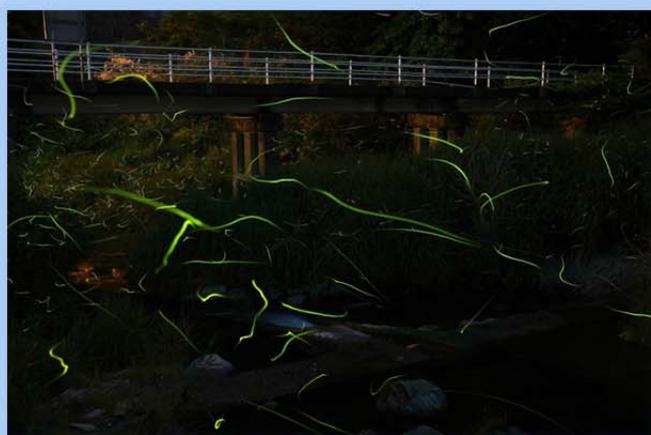


# 吉野川市環境基本計画

《 最終案 》

豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまち 吉野川市



吉 野 川 市



# はじめに

市長のあいさつ

写真

平成 28 年●月

吉野川市長 川真田 哲哉

# 目 次

第1章 環境基本計画の策定の考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的と位置付け	3
2-1 計画の目的	3
2-2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象とする環境の範囲位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象地域	5
6 計画の主体と役割	5
7 計画策定の体制	6
8 計画の構成	7
第2章 環境の現状と特性・課題	9
1 吉野川市の概要	10
2 生活環境	11
3 自然環境	18
4 快適環境	24
5 地球環境	30
6 市民・事業者の意識、環境保全活動	34
7 環境施策の実施状況	45
8 環境の特性と課題	46
第3章 計画の目標	49
1 望ましい環境像	50
2 基本目標及び基本施策	51
2-1 基本目標と基本施策	52
2-2 施策の体系	54
第4章 環境施策	55
基本目標1 市民が環境保全の主役となるまち	56
1 環境学習の推進	56
2 環境保全活動の推進	57
3 環境情報の発信	58
基本目標2 ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち	59
1 生活環境の保全	59
2 身近な緑の保全・形成	63
基本目標3 川と緑にふれあうまち	65

1 自然環境の保全	65
2 田園環境の保全	67
3 自然と調和したまちづくり	69
基本目標4 地球環境にやさしいまちづくり	70
1 地球環境の保全	70
2 循環型社会の形成	72
第5章 計画の推進	77
1 計画の推進体制	78
2 計画の進行管理	79
参考資料	81
1 策定経緯	82
2 策定体制	83
3 目標とする指標一覧	84
4 吉野川市環境保全条例	85
用語集	92



# 第1章

## 環境基本計画の策定 の考え方

---

## 1 計画策定の背景

我が国の社会情勢は、高齢化の進行、出生率の低下、産業構造の変化、高度情報化の進展、地球環境問題の顕在化、そして地方分権の進展など大きく変動し、新たな変革の時代を迎えています。

そのような中、平成16年10月1日に鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村が合併して吉野川市は誕生しました。合併協議の中では、新市まちづくりの目標として、以下のとおり掲げています。

吉野川中流域の生活拠点都市の形成をめざして  
健康で快適に暮らせる地域をめざして  
活力ある産業の振興をめざして  
豊かな人間性をはぐくむ地域をめざして  
ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして

合併後これら目標を実現するために、より具体的かつ実践的な計画の策定が求められ、施策の適切な実行と時代に即した行政運営のあり方を示すために、「吉野川市総合計画」が平成18年に策定されました。

環境問題に目を向けた時、人に深刻な被害をもたらす産業公害は、法整備による規制の強化や公害防止対策の進化により改善されてきました。しかし、自動車排ガス、騒音の増大や廃棄物の増加などはまだ残っている課題です。

このような地域に根差す課題に加えて、地球温暖化、オゾン層の破壊、野生動物種の減少などの地球環境に係る課題も顕在化してきています。

これらの環境に係る課題を解決していくためには、環境への負荷をできる限り減らし、将来世代への持続可能な社会へと変換していく必要があります。そのために、社会のあらゆる人々がそれぞれの役割を公平に分担し、環境保全のための行動を行っていくことが重要になってきています。

吉野川市においても、現在および将来の市民が、健康で快適に暮らせる、豊かな環境を享受し、人と自然との共生が将来にわたり確保されるように、平成16年に環境保全条例を制定し、平成27年には環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める環境基本計画の策定を盛り込んだ改定が行われました。

## 2 計画の目的と位置付け

### 2-1 計画の目的

吉野川市環境保全条例では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記の理念を定めています。

本計画は、これらの理念にのっとり、吉野川市の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

#### 【基本理念】

環境の保全は、現在および将来の市民の良好な環境が確保されるように推進されなければならない。

環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

環境の保全は、日常生活および事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

環境の保全は、市、事業者及び市民の協働により推進されなければならない。

### 2-2 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境に関する総合的な計画として、上位計画である吉野川市総合計画および本市の各種計画との整合を図る必要があります。

また、平成 24 年 4 月に閣議決定された国の第 4 次環境基本計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合に留意する必要があります。

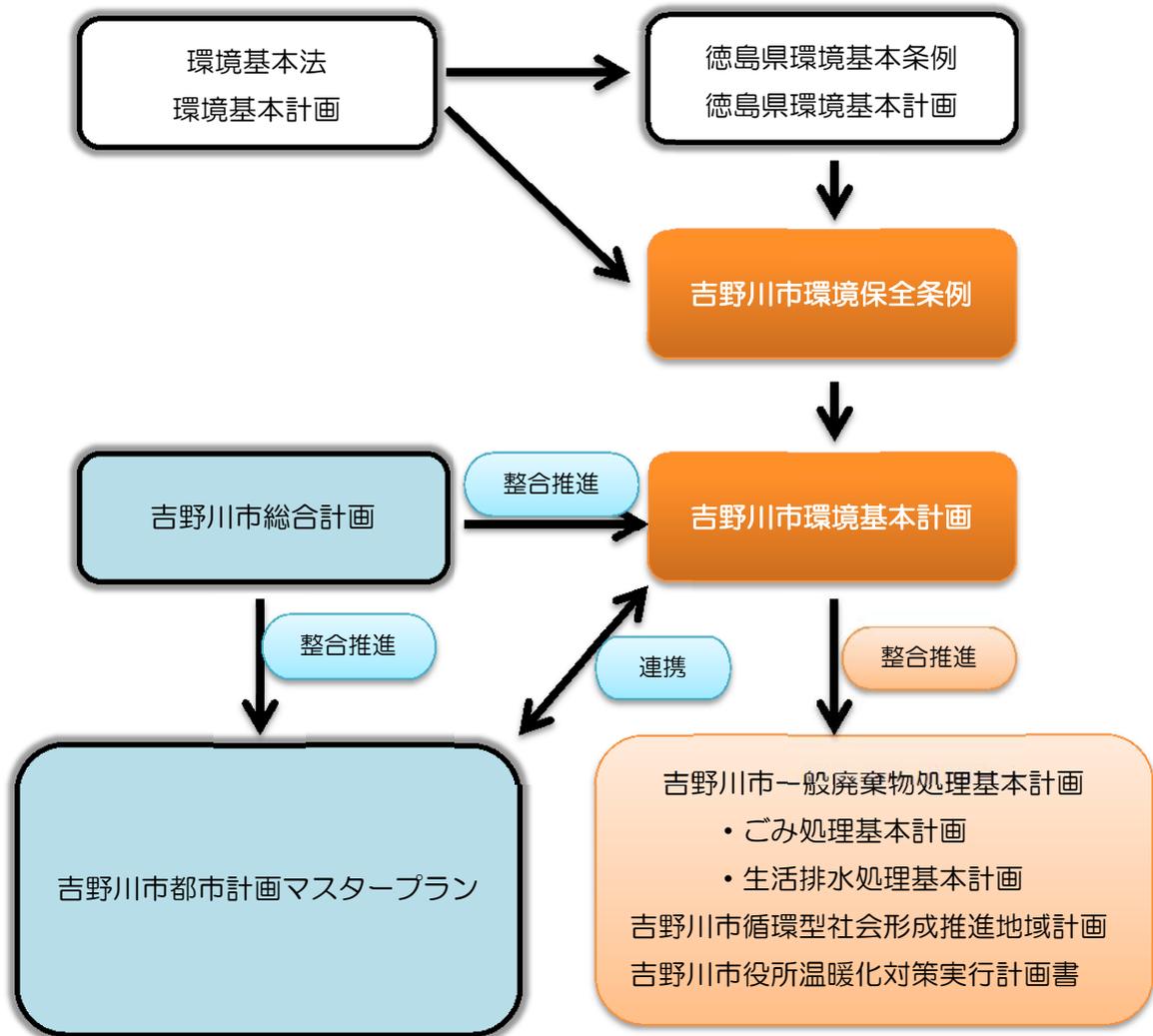


図1-2-1 環境関連計画との関係

### 3 計画の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

環境の範囲	環境の要素
生活環境	水質、大気、悪臭、騒音・振動、土壌、有害化学物質など
自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観、土地利用など
快適環境	土地利用、都市環境（交通、景観など）歴史的文化遺産など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、廃棄物など

## 4 計画の期間

吉野川市総合計画や他の関連計画との整合を図るため、目標年次は 2025 年度（平成 37 年度）、計画期間は 10 年間とします。

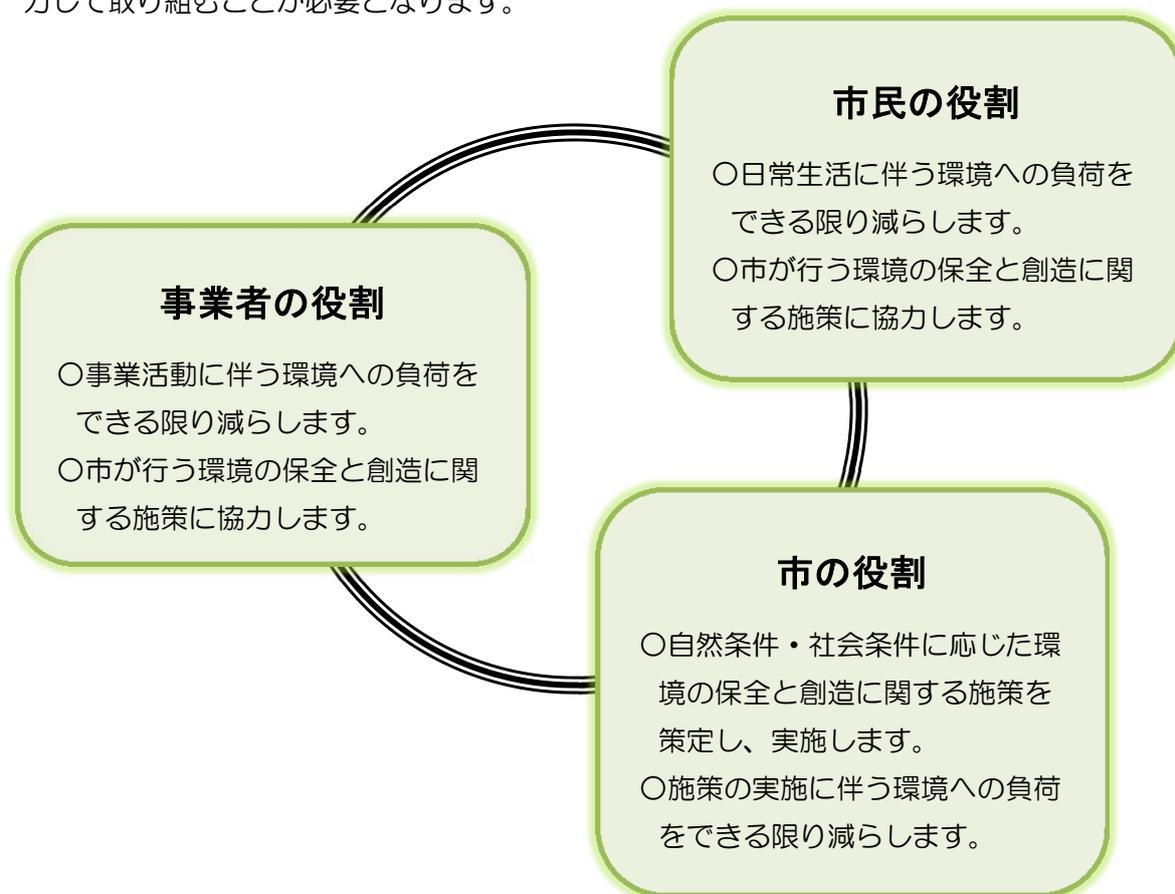
なお、本計画は、計画期間中においても、取組の状況や社会情勢の動向を踏まえて、必要に応じて随時見直しをするものとします。

## 5 計画の対象地域

計画の対象地域は、吉野川市全域とします。

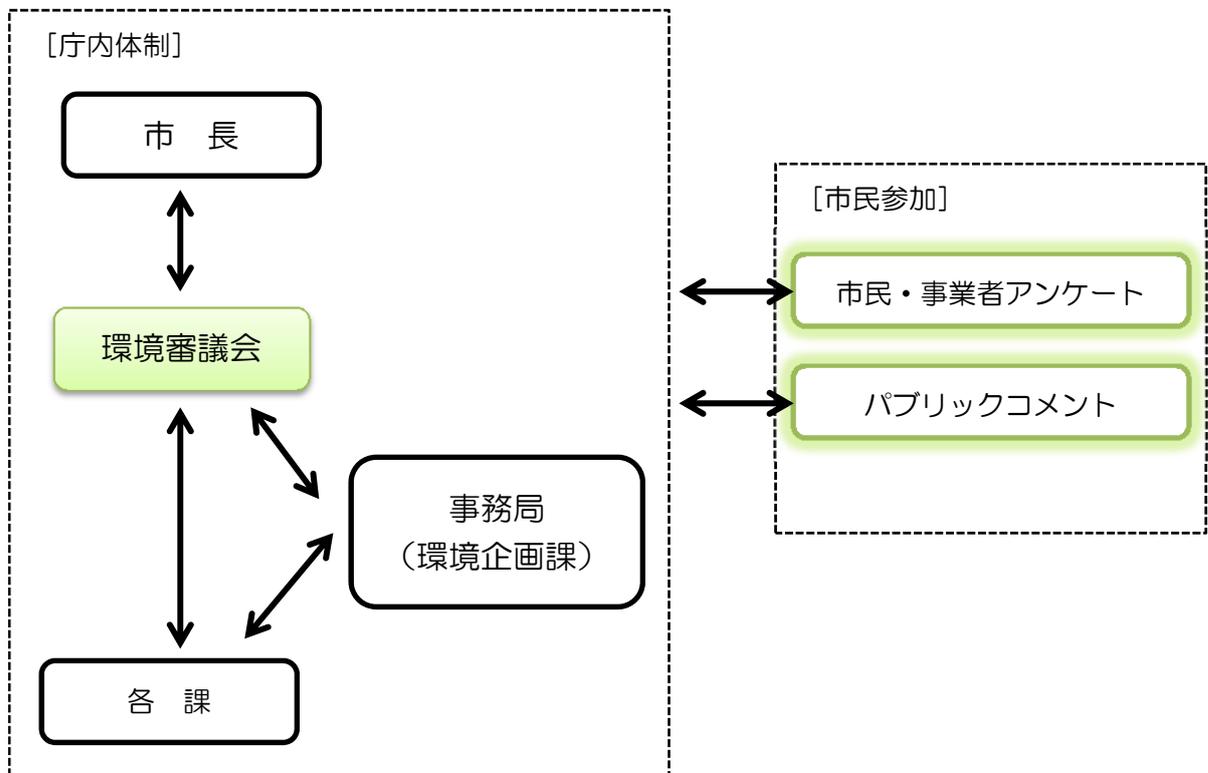
## 6 計画の主体と役割

本市における、今日の様々な環境問題を解決するためには、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して、自主的・積極的に行動、協力して取り組むことが必要となります。



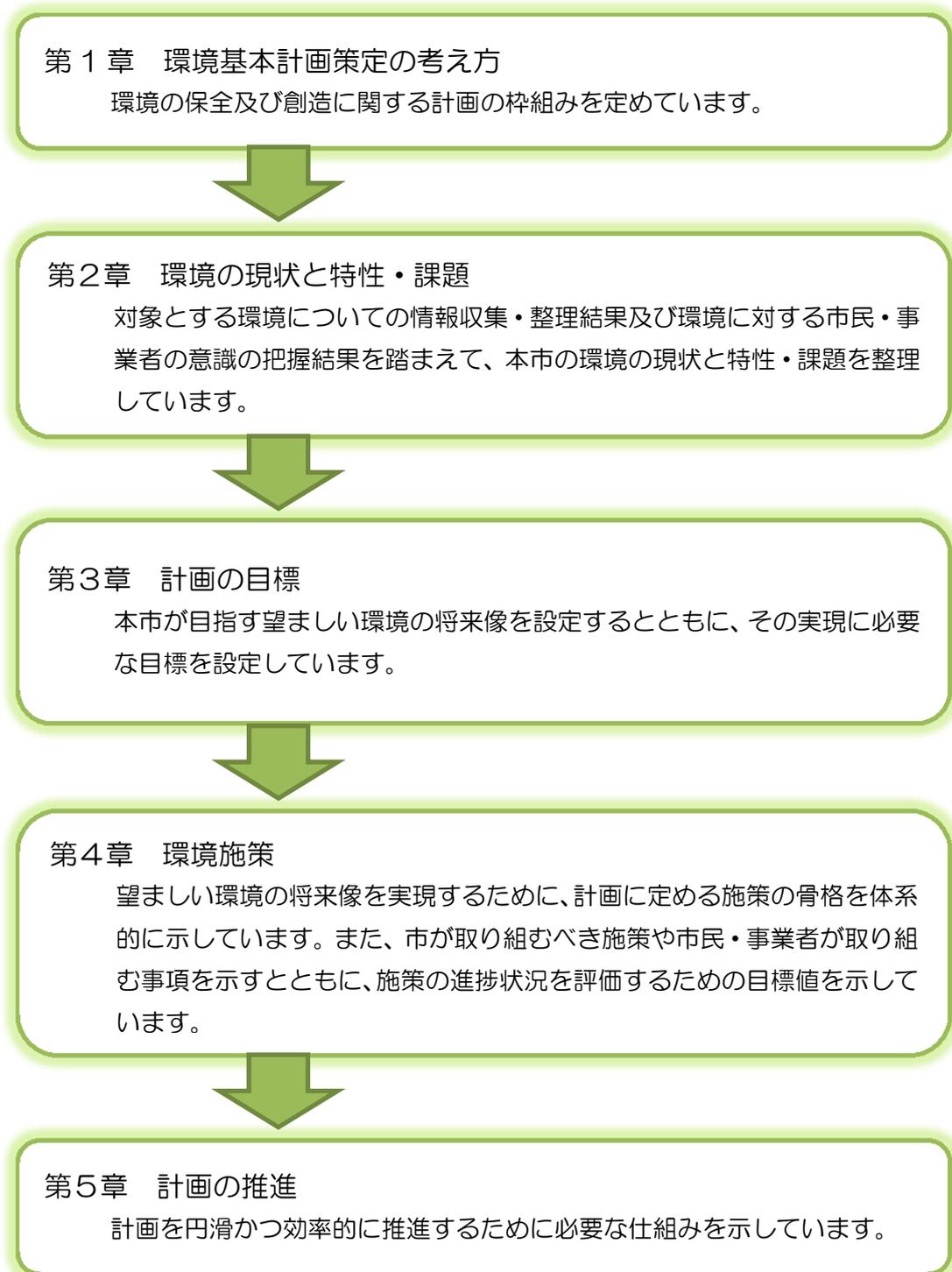
## 7 計画策定の体制

下図に示す体制により、計画策定に向けた検討等が行われました。



## 8 計画の構成

本計画は、次のように構成しています。





# 第2章

## 環境の現状と特性・課題

---

## 1 吉野川市の概要

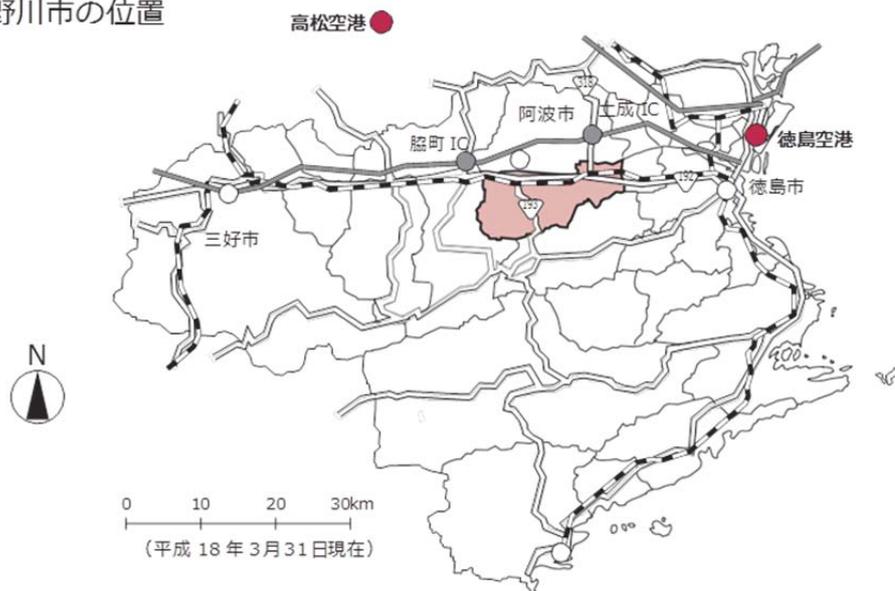
吉野川市は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の中流域南岸に開けた、人口44,034人（平成22年4月1日）、総面積は144.19平方キロメートルのまちです。吉野川市を取り巻く自然条件は、北側には吉野川、南側は四国山地の山々に囲まれています。

北は吉野川を挟んで阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に接しており、東には徳島市を中心とする徳島都市圏が広がっています。

吉野川市と周辺を結ぶ主要な交通網として、徳島市から吉野川市を経て三好市に向かう国道192号とJR徳島線が挙げられます。この路線は吉野川市の鴨島町、川島町、山川町を結び、市の交通の骨格をなしています。また、吉野川市鴨島町から阿波市を経て香川県東かがわ市に至る国道318号、吉野川市山川町から同美郷を経て海部郡海陽町に至る国道193号などが主要な路線となっています。

国道318号を北上すると徳島自動車道土成インターチェンジがあり、市西部からは脇町インターチェンジが近く、徳島空港や高松空港が約30キロメートル圏内にあるなど、高速交通網へのアクセスを容易にしています。

### ●吉野川市の位置



## 2 生活環境

### (1) 水質

#### ①公共用水域

環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」[健康項目]と「生活環境の保全に関する環境基準」[生活環境項目]を定めています。健康項目は、河川などのすべての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBODにより、環境基準の評価を行っていますが、市内では吉野川水域がA類型に指定されています。しかし、吉野川市内には公共用水域の水質測定地点がないため、吉野川の上流「脇町潜水橋」と下流「高瀬橋」の水質を示します。

いずれの地点も、近10年間環境基準を達成しており、経年変化をみるとより良好になる傾向がみられています。

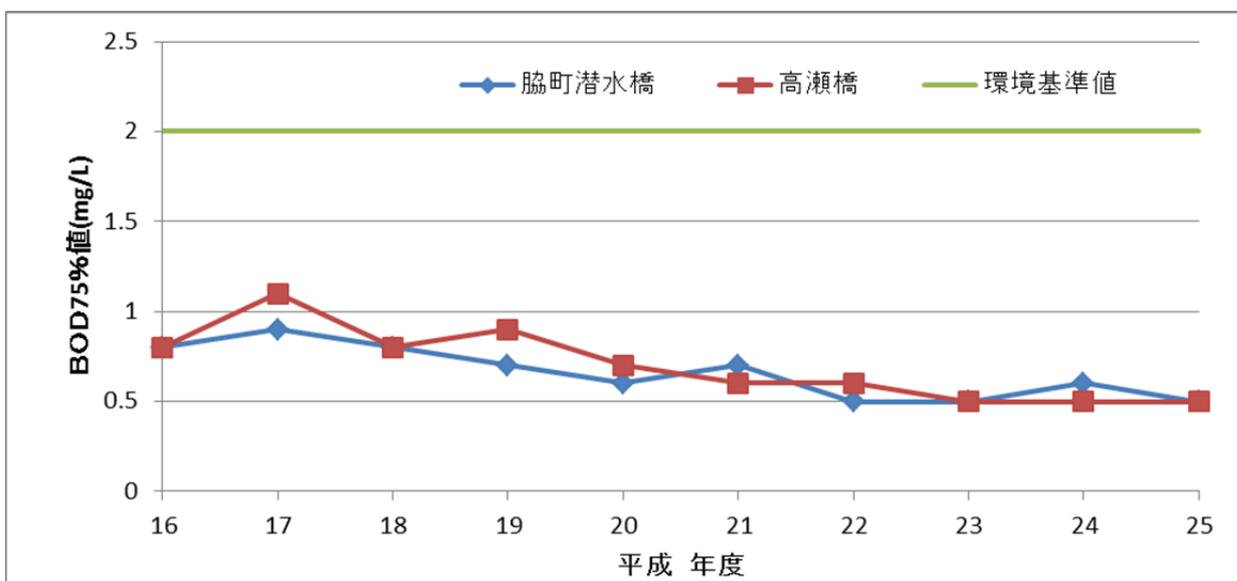


図2-2-1 生物学的酸素要求量（BOD）濃度の経年変化

出典：公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

阿波学会の学術研究として、2011年8月および9月の2回、吉野川市山川町および美郷を流れる一級河川吉野川水系の川田川、ほたる川ほかの計14地点において水質調査が実施されています。

その結果によると、川田川とその支流ならびに吉野川本流では、生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）がほぼ2mg/L以下であり、pH、溶存酸素（DO）、栄養塩の窒素（T-N）や全リン（T-P）などの結果と合わせて、比較的良好な水質レベルであるとの結果が得られています。なお、8月調査時は川田橋より下流部で瀬切れが確認されていました。（阿波学会紀要58号 p.13）

一方で、ほたる川や岩屋谷川などの市街地を流れる小河川ではBODが3mg/Lを超えたり、生活排水由来のT-NやT-Pの濃度が比較的高く、界面活性剤が検出されたりするなど未処理の生活雑排水の混入が示唆されています。(阿波学会紀要58号 p.13)

吉野川市における吉野川への流入河川の水質調査結果(BOD)を図2-2-2に示します。江川(江川北橋)、学島川の水質は非常に悪く、川田川の水質は非常に良好であり、江川(鴨島新橋)も良好であることがわかります。なお、ほたる川は近年水質が良好になってきています。

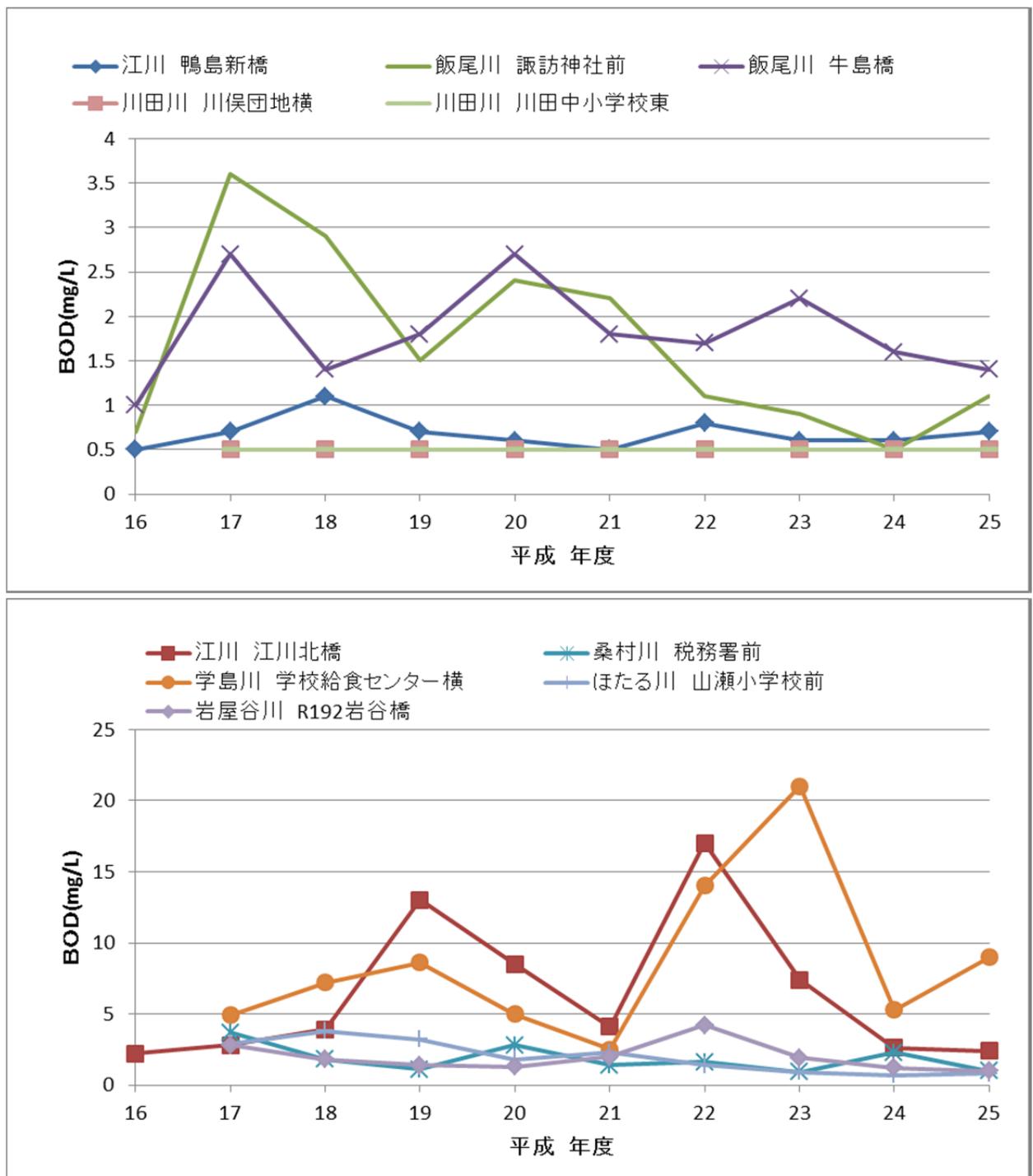


図2-2-2 生物学的酸素要求量(BOD)濃度の経年変化

出典：河川水質調査結果(吉野川市)より作成

## ②汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は平成 25 年度末現在で 62.5%となっており、内訳は下水道処理人口普及率 47.9%、農村集落排水等整備率 5.4%、浄化槽人口普及率 9.2%となっています。この普及率は、徳島県の 54.1%は上回っているものの、全国平均の 88.1%には達していません。

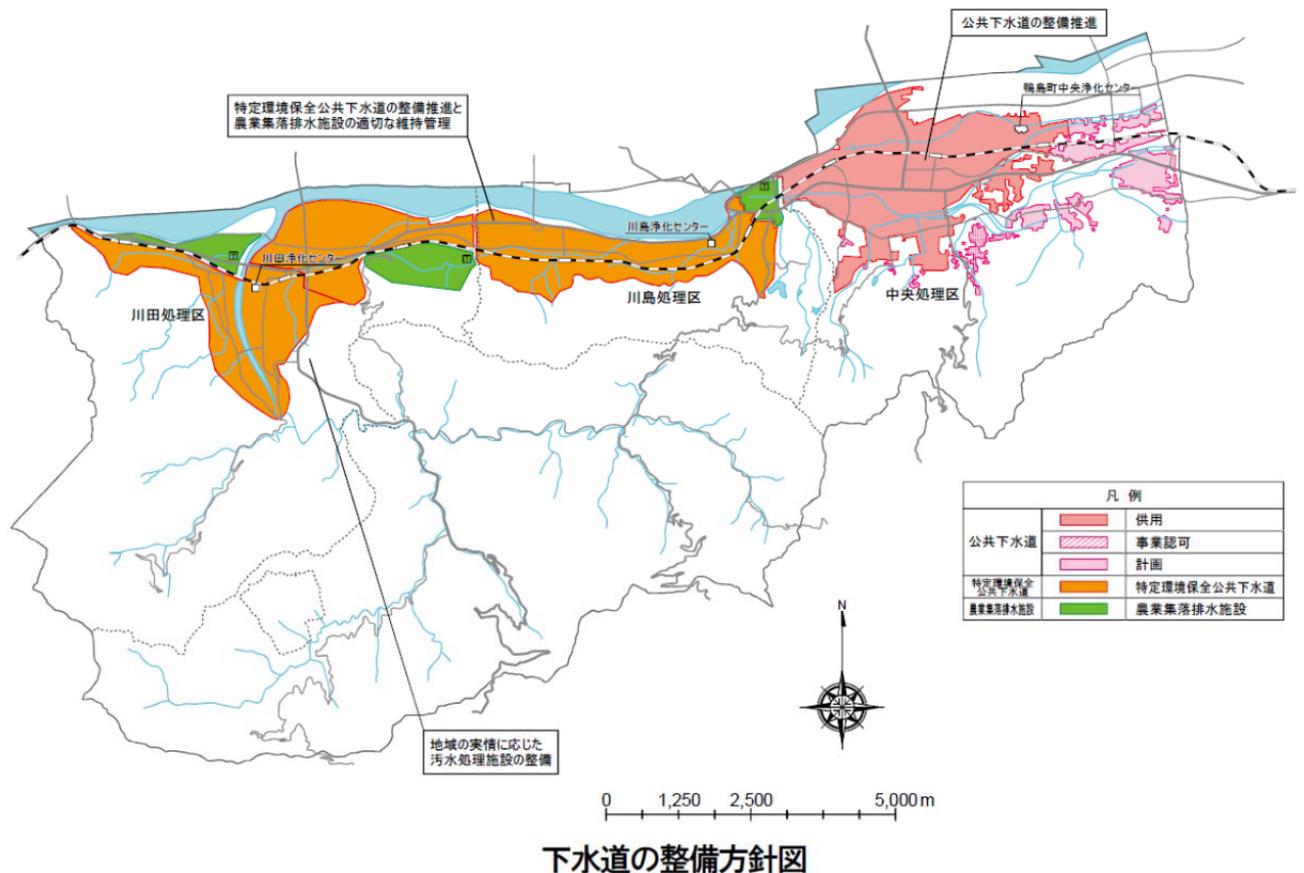


図 2-2-3 下水道の整備地区

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

## ③地下水・土壌

地下水の水質と土壌については、環境基本法により人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されています。

吉野川市内では、地下水の水質について、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、国、県及び他市町との協議・調整のもと策定した測定計画に基づき、調査を実施し、汚染状況の監視を行っています。

平成 22 年度から 25 年度に市内において、以下の 5 地点で調査した結果、すべての地点・項目で環境基準を達成しています。

表 2-2-1 地下水調査地点

地点名	用途	調査区分	調査年度
知恵島 B	その他	概況調査（定点方式）	25 24 23
川田中部 A	生活用水	概況調査（ローリング方式）	25
川田中部 B	一般飲用	概況調査（ローリング方式）	22
西川田	生活用水	概況調査（ローリング方式）	24
鴨島	一般飲用	概況調査（ローリング方式）	24 22

出典：公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

概況調査（定点方式）：利水的に重要な地域などにおいて、重点的に汚染の発見又は濃度の推移などを把握すること

概況調査（ローリング方式）：新たな地下水汚染を発見すること

土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

吉野川市では、工場に対して水質汚濁防止法による立ち入り調査や有害物質の取り扱いなどについて指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報の適切な開示がされるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等は市内にはありません。

## （2）大気

大気汚染物質は、環境基本法により、維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。

市域には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局〔一般局〕が 1 箇所設置されています。なお、観測は平成 26 年 3 月から開始のため、1 月分のデータを示します。

大気環境は良好な状態にあり、環境基準を観測期間には達成しています。

表 2-2-2 大気の観測結果

出典：大気の状態（徳島県）より作成

項目	観測値		環境基準値	観測時期
二酸化窒素	年間最大値(ppm)	0.006	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下	平成 26 年 3 月
光化学オキシダント	昼間の 1 時間値の年平均値(ppm)	0.032	1 時間値が 0.06ppm 以下	

### (3) 騒音・振動

#### ①一般環境騒音

騒音とは、やかましい音や気にかかる音のことを指しますが、環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が設定されています。

吉野川市での一般環境騒音の測定地点はありませんが、徳島県が行っている地点では、平成22年度から平成26年度までは、1カ年1地点を除くすべての地点で基準を達成しています。

表2-2-3 騒音振動の環境基準値

(1)工場・事業場に係る(規制)基準値[敷地境界における基準値]

(単位:デシベル)

地域の区分	騒音			振動	
	時間区分	騒音	騒音	振動	振動
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45	40	40	60	55
第一種住居地域・第二種住居地域・ 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

- 備考 1) 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3) 騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。(ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。)

(2)特定建設作業に係る規制基準値[敷地境界における基準値]

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	[1][2][3]	85デシベル	75デシベル
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	[1]	10時間を超えないこと	
	[2]	14時間を超えないこと	
作業期間	[1][2][3]	連続6日を超えないこと	
作業日	[1][2][3]	日曜日その他の休日でないこと	

備考 [1]地域: ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

[2]地域: 工業地域([1]地域のイの区域を除く。)

[3]地域: 工業専用地域([1]地域のイの区域を除く。)

### (3)深夜における音響機器の使用規制

規制対象業種	使用禁止時間	使用禁止区域	対象機器
飲食店 喫茶店 カラオケボックス	23時～翌日の6時	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置

備考 音が外部に漏れない場合は使用可能とする。

### ②道路交通騒音

道路交通騒音について、市域のうち、交通量の多い幹線道路沿いにおいて騒音測定を実施しています。自動車騒音については、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる要請限度値が定められています。

本市での環境基準達成状況は98%以上です。

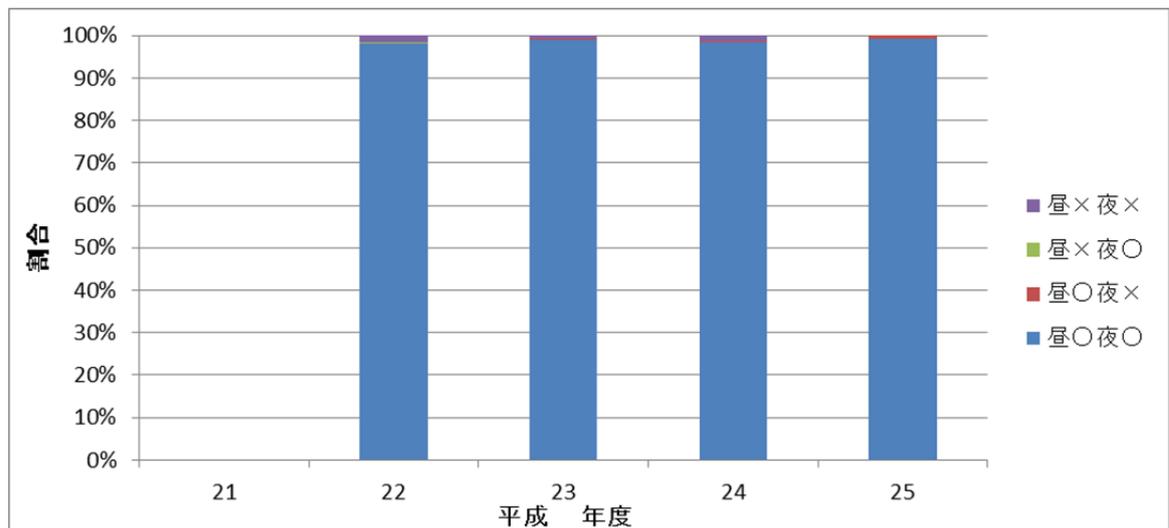


図2-2-4 道路交通騒音の環境基準達成状況 〇基準値以下 ×基準値超過

出典：自動車騒音の常時監視結果

### (4) 有害化学物質

#### ①ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質などに環境基準が設けられています。(表2-2-4)

徳島県では、県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、毎年度、大気・河川水・海水・底質・土壌・地下水について調査を実施しています。

市内には、公的な測定箇所はありませんが、平成21年度から25年度において徳島県内すべての地点で基準を達成しています。また、事業者の自主的な測定が毎年度4から8事業所で実施されており、問題がないことが確認されています。(平成21年度から25年度)

また、本市が廃棄物の焼却を実施している「中央広域環境センター」(阿波市吉野町)における大気質調査においても、環境基準を満足しています。

表2-2-4 ダイオキシン類の環境基準値

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。  
 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

②PRTTR法による化学物質の管理

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR法）によって、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているか自ら把握することになり、より化学物質の管理の改善や排出の抑制が求められています。

吉野川市で届け出のあった事業所は年度ごとに13から20事業所でした。

表2-2-5 PRTTR法に基づく届け出数

出典：徳島県における化学物質排出状況による

年度	21	22	23	24	25
事業所数	20	16	14	15	13

### 3 自然環境

吉野川や高越山、美郷のホタル等の豊かな自然は、市民の評価が高く、適切な保全・活用を図る必要があります。また、吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園等の豊かな自然を感じることでできる空間であり、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間となっています。

本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる資源といえます。

#### (1) 気象

本市の気候は温暖で、平均気温は約 16℃、年降水量は 1,400mm 前後で晴天が多い地域です。また、山間部は平野部に比べ日照時間は短く気温も冷涼となっています。

国土交通省の山川観測所（山川町大塚）と種野観測所（美郷川俣）における過去 10 年(2005 年～2014 年)の年降水量の推移を図 2-3-1 に示します。10 年間の平均年降水量は山川 1379mm、種野 1493mm で、平野部よりも山間部で多く、近年増加傾向にあることがみられます。

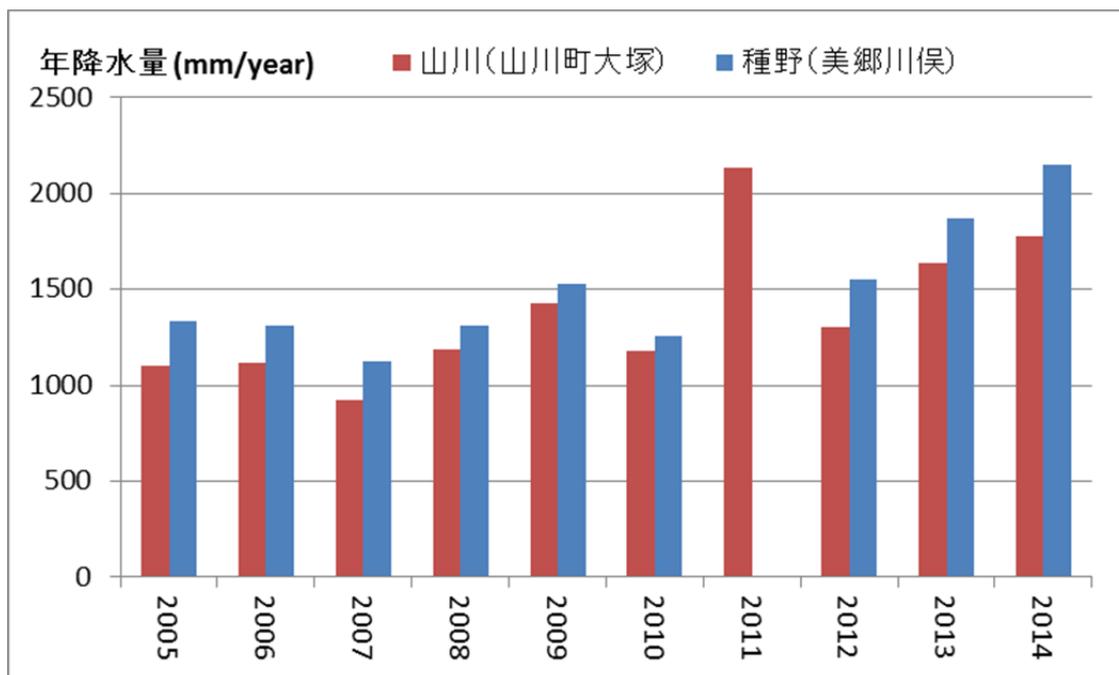


図 2-3-1 年降水量の推移

山川：山川町大塚 種野：美郷川俣（2011 年は欠測）

出典：国土交通省水文水質データベース

## (2) 地形・地質

中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあつて、吉野川平野の南縁・四国山地の北縁部に位置しており、市内の平地～山麓地には、第三～第四紀の吉野川の堆積物が分布しています。山地には、三波川変成岩類結晶片岩層が分布しており、高越山をはじめとする標高 1,000m を越える稜線が広がっています。これらの山々を水源とする飯尾川・乗村川・学島川・川田川などが本市の北辺を東流し、吉野川に合流しています。地質構造上は、西南日本外帯に属しています。

美郷地区には、山地斜面に多数の地すべり地形が分布しますが、高越山の北麓には少ない状況です。山地には、高越鉾山をはじめ、銅などを採取していた鉾山跡が点在しています。(阿波学会紀要 58号 p.1)

山川地区の川田川の下流域には、幅の狭い低地が広がっており、河道に沿った沖積低地と、それより高い段丘地形からなります。段丘地形は、沖積低地からの比高が異なる数段の段丘面に区分できます。(阿波学会紀要 58号 p.1)

## (3) 動植物

### ①植物

吉野川に面した肥沃な地で、古く忌部の里として開拓されたため、現在では低地のほとんどが宅地や耕地に代り、山地でもその植生は二次的アカマツ林や広葉樹林と化して、自然域は全くといってよい程見ることはありません。(阿波学会研究紀要 17号「吉野川中流麻植開拓パイロット地区の植生」)

この地域は西南日本を代表する一地点として、もともとその大部分はシイ、カシ類の優占する地域で、山の高い高越山などに一部ブナ林の成立を見るに過ぎません。それが今日のようにアカマツがその分布域を広め、山麓から山のてっぺんに至るまでその樹林でおおい、また到る所の山麓にコナラやクヌギ林の成立を見るに至った裏には、数多くの伐採がくり返され、如何にその資源が巾広く利用せられて来たかを物語るに十分なものがあります。(阿波学会研究紀要 17号「吉野川中流麻植開拓パイロット地区の植生」)

合併前の各町村誌(史)に基づく、植物について整理したものを表 2-3-1 に示します。

なお、特定外来生物として、オオカワチシャ、アレチウリが生育しています。(とくしまの環境)

### ②動物

吉野川市山川町における 2010 年 12 月～2011 年 11 月の観察(阿波学会の学術研究)で、森林や溪流の豊かな自然環境を示唆する種であるクマタカ、オオアカゲラやカワガラスなど 15 目 40 科 133 種の野鳥と野生化外来種 2 種を記録しました。生息環境で分けると、山野の鳥が 92 種と 2/3 を占めましたが、水鳥あるいは水辺の鳥も 41 種と多種でした。徳島県レッドリスト(改訂版)(徳島県, 2011) 記載種では、ミソゴイ、ハチクマ、クマタカ、ハイイロチュウヒ、チュウヒなど 28 種を確認しました。野生哺乳類も 9 種を確認しましたが、それらの中ではニホンジカの観察記録が多数を占めました。(阿波学会紀要 58号 p.37)

なお、特定外来生物として、魚類のカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、タイリクバラタナゴ、カムルチー、ソウギョ、ナイルティラピア、両生類のウシガエル、哺乳類のアライグマが生息しています。(とくしまの環境)

表2-3-1 吉野川市の植物

地区	珍しい植物	種類数	出典
鴨島	【木本】 チシャノキ、オガタマノキ、キササゲ、ミミズバイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、トベラ、メタセコイア、ラクウショウ、モクマオウ 【草本】 ハマウツボ、ナンバンギセル、ギンリョウソウ、ウメバチソウ、オオツツラフジ、ケタガネソウ、ヒメタヌキモ、ミズウラビ、オオカワゴケ、カワモズク、シャジクモ	199種 (学校園) 320種余 (鴨島公園 他)	鴨島町誌
川島	エビネ、シラン、ジガバチソウ、オオバギボウシ、サワオグルマ、スイラン、コンロウソウ、セトウチホトトギス、マルバツユクサ、ヤブマメ、ハマウツボ、ネナシカズラ、ヒシモドキ、タヌキモ、ミミカキグサ、ミズスギ、イワヒトデ、ミズウラビ、デンジソウ、シャジクモ、フラスコモ、アオカワモツク、カワノリ、キヌガサタケ、オニフスベ、	種類数記載 なし 帰化植物1 18種	川島町誌
山川	シコクカッコソウ、イワギリソウ、カタクリ、ヤマシャクヤク、アオフタバラン、アワコバイモ、フクジュソウ、マイズルソウ、ヤマブキソウ、オオツツジ、シコクスミレ、ミヤマザクラ、ワチガイソウ、ブナ、バクチノキ、ツリフネソウ、ナンカイギボウシ、	1040種 (高越山)	山川町史
美郷	記載なし	記載なし	美郷村史

阿波学会の学術研究として、2011年8月および9月の2回、吉野川市山川町および美郷を流れる一級河川吉野川水系の川田川、ほたる川ほかの計14地点において水生生物調査が実施されています。

川田川の最上流部ではアマゴやサワガニなど清澄な河川に棲む生物が多く見られた一方で、中流では放流されたと考えられるアユやカワニナなどが広く見られたほかは、中流域の典型的な魚類(カワムツ、オイカワ等)が見られた以外、生物があまり観察されない地点もありました。それに対して、ほたる川については、多様な魚種が観察されました。岩屋谷川については、上流域が川田川に近い状況でしたが、下流部はほたる川同様に、生活排水による汚濁の痕跡が見られたと報告されています。今後、美郷地区のゲンジボタルの生息環境の保全や、ほたる川流域においてもホタルが飛び交うような環境を復活させるためには、特定環境公共下水道の整備に加え、地域住民による迅速な下水道への接続、浄化槽の整備・点検の実施などが望まれるとされています。(阿波学会紀要58号 p.24)

合併前の各町村誌（史）に基づく、動物について整理したものを表2-3-2に示します。

表2-3-2 吉野川市の動物

動物	鴨島	川島	山川	美郷
哺乳類	—	19種類	24種類	—
鳥類	60種くらい	87種類	90種類	—
爬虫類	10種類	9種類	13種類	—
両生類	7種類	10種類	11種類	—
魚類	—	26種類以上	36種類	—
陸産貝類	—	27種類	65種類	—
淡水貝類	—	9種類	—	—
昆虫類	トンボ類21種類	種類数記載なし	甲虫類1000種類ほど ガ類 チョウ類86種 トンボ類60種 セミ類8種類 水生昆虫36種類 その他	ゲンジボタル
クモ類	—	—	109種類	—
出典	鴨島町誌	川島町誌	山川町史	美郷村史

「—」は記載がないことを示す。

#### （4）自然景観

吉野川や高越山等の豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることでできる景観形成が図れるものです。

また、吉野川に架かる様々な橋梁は、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場となります。

表2-3-3 吉野川市の主な自然景観

自然景観	名 称
吉野川に架かる橋梁	岩津橋 瀬詰大橋 阿波麻植大橋 学島橋 川島橋 阿波中央橋 西条大橋
山	高越山
桜並木・高台からの展望	チェリーロードライン

## (5) 土地利用

吉野川総合計画によると、土地利用区分は以下のとおりとされています。

土地利用の基本的な考え方として、利活用を促進する土地と保全を原則とする地域を区分するのみならず、これまで人口増加や開発を前提としてきた土地利用のあり方を大きく転換します。併せて、今後の人口減少傾向に対応して、これまで利活用を促進することをめざしていた土地についても、その土地の特性を踏まえた整備の方向性を示します。

土地利用のゾーン区分は、旧町村にこだわることなく、その条件や特性に応じて導入・誘導すべき機能に応じて、以下の3つに設定されています。

### ①『交流・文化ゾーン』

住民の交流と憩いの空間形成を図るとともに、吉野川市へのアクセスをより充実させ、広域的な視点から吉野川市の担う役割を見出し、観光・文化・産業を中心に広域交流の場とすることをめざします。また、これに伴う交流人口の拡大により、地域活性化の起爆剤となるゾーンとなることをめざします。

### ②『健康・福祉・教育ゾーン』

少子高齢化や核家族化、国際化、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴い、健康・福祉・教育分野に対する取り組みの重要性が高まることから、それぞれのニーズに応じた施策を展開するための拠点・体制整備を進めるとともに、健康・福祉・教育が連携し、機能するゾーンとすることをめざします。

### ③『環境・共生ゾーン』

豊かな自然や素朴な風景に恵まれた地域として、安らぎと潤いを与えることのできる緑豊かな住環境の整備を図るとともに、自然環境の保全・活用・創造により、住民が自然とふれあうことのできる環境整備に努め、居住と環境が共生するゾーンとすることをめざします。

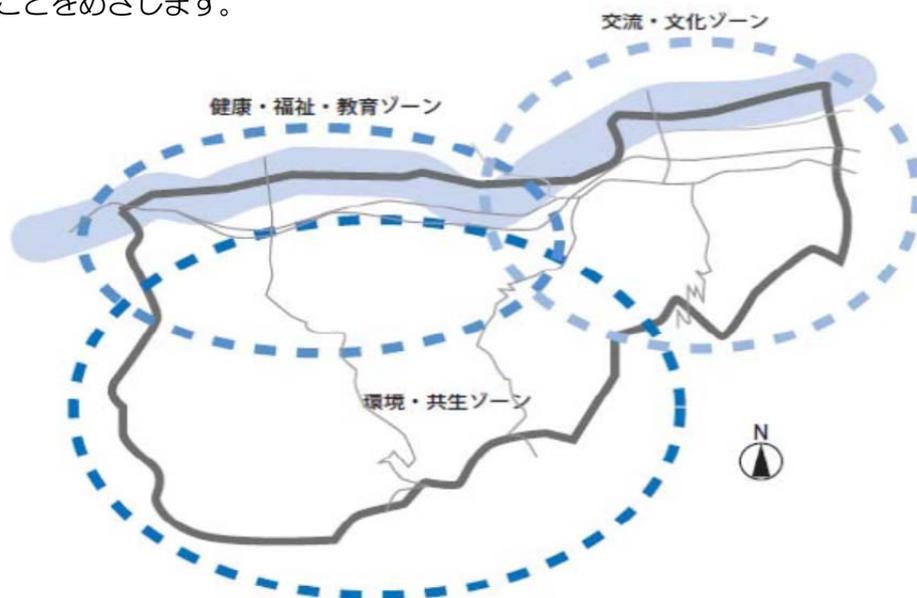


図2-3-2 土地利用のゾーン区分

出典：吉野川市総合計画

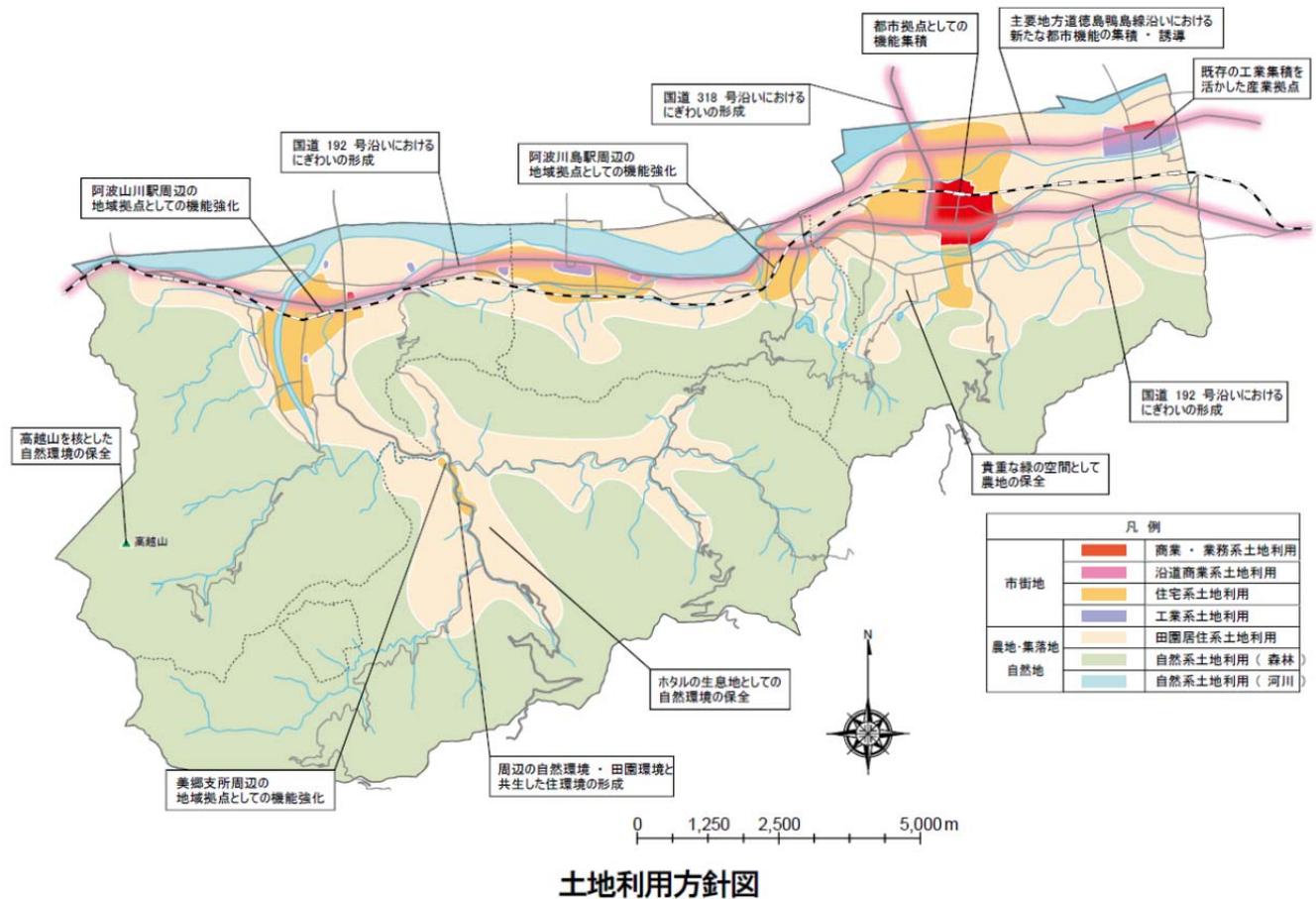


図2-3-3 土地利用方針

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

本市の耕地面積、林野面積を下表に示します

表2-3-4 吉野川市の耕地面積・林野面積

項目	面積	市全体に対する比率	出典
耕地面積	1,703ha	11.8%	耕面統計(平成25年7月15日抽出調査)
林野面積	7,903ha	54.8%	2010年世界農林業センサス

## 4 快適環境

### (1) 交通

本市の交通体系は、広域的な移動を支える国道 192 号や国道 318 号等の幹線道路、地域間を結ぶ県道や市道、JR 徳島線や路線バス等の公共交通によって構築されています。

吉野川市都市計画マスタープランによると以下の構想に基づき整備等を図ることとなっています。

- ①市域内外を結ぶ道路・公共交通は、通勤・通学の移動手段や日常サービスの享受等、都市の利便性や活力を支え、集約型の都市構造の構築において重要な役割を担うことから、関係機関と連携を図りながら、計画的な道路の整備や維持管理、公共交通の適正な運行に努めます。
- ②本市の“強み”である、高速交通網へのアクセス利便性の更なる機能発揮に向け、市域内外のネットワークの強化を図るとともに、身近な生活道路の安全性や快適性の向上、災害に強い道路網の形成等、良好な交通体系の構築を図ります。

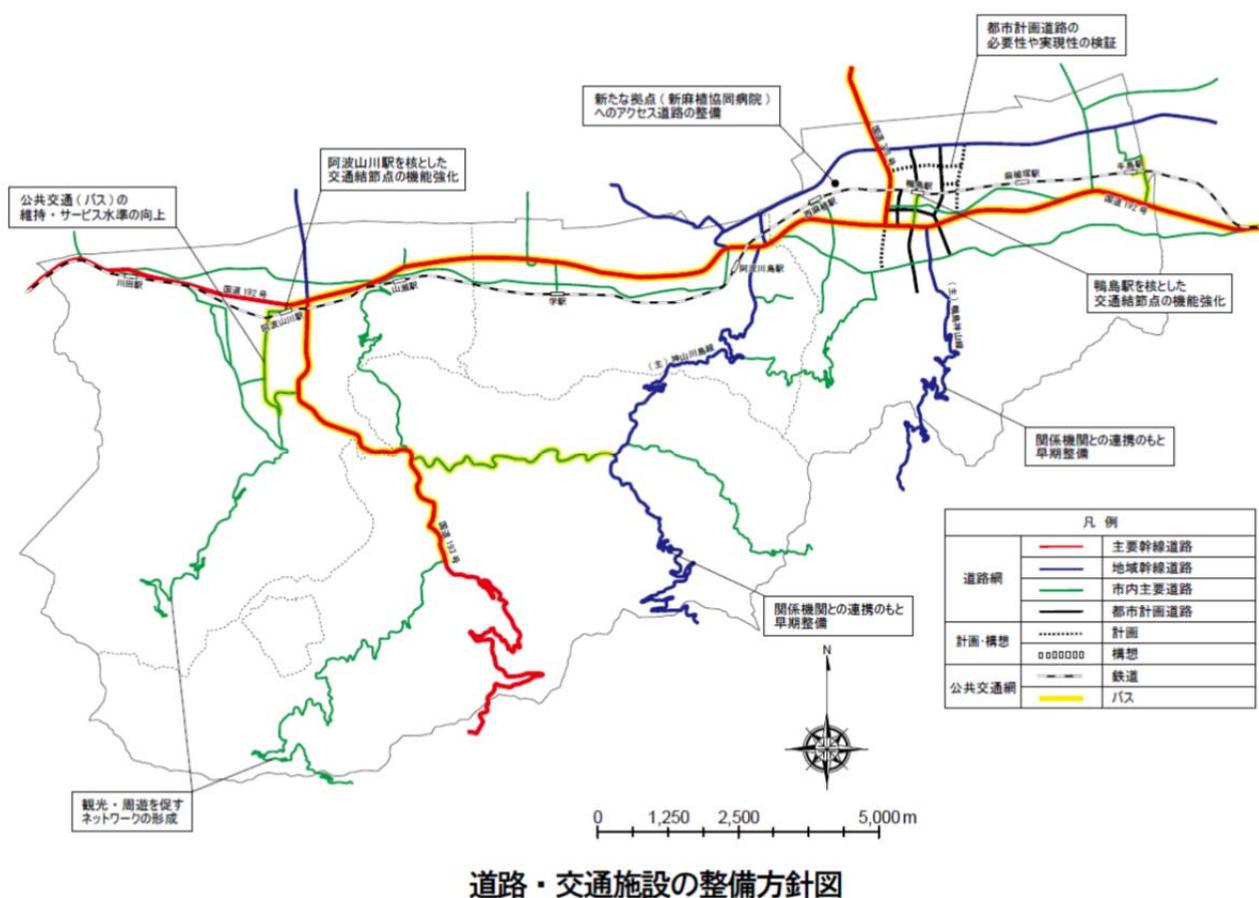


図 2-4-1 道路・交通施設の整備方針

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

## (2) 景観

史跡や神社仏閣等は、本市の歴史や文化を物語る地域固有の景観資源として、周辺環境も含めた景観の保全・活用が図れる場所です。

また、鴨島駅前周辺は、吉野川市の玄関口として、市民の自主的な活動や商業振興施策との連携等により、にぎわいのある景観がみられます。

国道 192 号や国道 318 号等の幹線道路沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導が図られています。

表 2-4-1 文化財

出典：吉野川市ホームページ

<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2013080600013/>

<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2013080900052/>

※平成24年5月1日現在 名称は指定書どおり

### ■国指定文化財

種別		名称	所在地	所有者・管理者等	指定年月日	
有形文化財	美術工芸品 (重要文化財)	彫刻	木造 釈迦如来坐像	鴨島町飯尾	藤井寺	明治44. 8. 9
		絵画	絹本著色 仏涅槃図	京都国立博物館	高越寺	昭和43. 8. 29
記念物	天然記念物	植物	船窪のオンツツジ群落	山川町奥ノ井	吉野川市	昭和60. 10. 26
		動物	美郷のホテルおよびその発生地	美郷全域	吉野川市	昭和45. 8. 29

### ■県指定文化財

種別		名称	所在地	所有者・管理者等	指定年月日	
有形文化財	美術工芸品	絵画	絹本著色 十六善神像	鴨島町山路	玉林寺	昭和42. 7. 7
		工芸品	金胎両界五瓶	奈良国立博物館	持福寺	昭和42. 7. 7
			刀 表銘 津田近江守 助直 裏銘 貞享元年 二月日一試快断胸背	川島町川島	個人	昭和28. 1. 13 平成19. 3 所有者変更
			歴史資料	川田手漉和紙製造用具	美郷字宗田	吉野川市
無形文化財	工芸技術	金工	刀剣製作	鴨島町牛島	個人	平成12. 3. 21
		手漉和紙	手漉和紙製造の技法	山川町川東	個人	昭和45. 6. 2
	芸能	舞踊	山川町神代御宝踊	山川町川東	山川町川東保存会	昭和36. 3. 14
記念物	史跡(遺跡)	古墳・寺跡	河辺寺跡	鴨島町敷地	吉野川市	昭和40. 3. 5
		城跡	上桜城跡	川島町桑村	吉野川市	平成元. 12. 8
	天然記念物	植物	壇の大クス	鴨島町森藤字平山	吉野川市	昭和40. 3. 5
			玉林寺のモクコク	鴨島町山路	吉野川市	昭和40. 3. 5
		地質・鉱物	江川水温異常現象	鴨島町知恵島	吉野川市 国交省	昭和29. 8. 6 (昭和61追加)

■市指定文化財

※平成24年5月1日現在 名称は指定書どおり

種別	名称	所在地	所有者・管理者等	指定年月日		
有形文化財	建造物	西麻植八幡神社の両部鳥居	鴨島町西麻植	神社宮司	昭和57.7.15	
		西麻植八幡神社の太鼓橋	鴨島町西麻植	神社宮司	昭和57.7.15	
		牛島八幡神社の隨身門	鴨島町牛島	神社宮司	昭和62.4.1	
		芳川顕正伯爵生家の家屋宅地立木	山川町川田	吉野川市	昭和58.12.15	
		東禎山薬師堂	美郷	薬師寺	昭和56.12.4	
	美術工芸品	彫刻	彫刻 木造如来坐像	川島町学	薬師寺	昭和63.12.23
			聖観世音像彫刻	美郷	重楽寺	昭和52.12.6
			能面(彫刻)	美郷	美郷平八幡神社	昭和52.12.6
			東禎山薬師堂本尊薬師如来像	美郷	個人	昭和56.12.4
			黒壺(彫刻・拓製)	阿波市	個人	昭和54.7.9
			枅組雛形(彫刻)	阿波市	個人	昭和54.7.9
		工芸品	西麻植八幡神社の狛犬	鴨島町西麻植	神社宮司	昭和56.12.1
			西麻植の六地藏菩薩	鴨島町西麻植	個人	平成14.1.7
			谷の四足堂及び周辺石造物群	美郷	個人	昭和52.12.6
			上浦王子壇の板碑	鴨島町上浦	吉野川市	平成16.8.18
			報恩寺の板碑	鴨島町飯尾	個人	昭和56.12.1
			松月翁の碑	山川町井上	個人	平成9.9.17
			三月節句雛	鴨島町敷地	個人	昭和62.4.1
			建造物の模型(象鼻雛形)	阿波市	個人	昭和54.7.9
		古文書	棟付帳・検地帳	山川町翁喜台	個人	昭和62.10.1
	住友家の記録		山川町翁喜台	個人	平成元.11.1	
	歴史資料	阿波郡知恵島村全図	鴨島町知恵島	個人	平成20.3.21	
		阿波郡知恵島村検地絵図	鴨島町知恵島	個人	平成20.3.21	
		川島焼平窯	川島町桑村	吉野川市	平成元.3.10	
		芳川顕正伯爵生家の遺品	山川町川田	吉野川市	昭和58.12.15	
	民族文化財	無形の民族文化財	森山獅子舞	鴨島町森藤	森山獅子舞保存会	昭和48.12.25
			山崎の獅子舞	山川町山崎忌部神社周縁地域	個人	平成4.7.28
平八幡神社奉納獅子舞			美郷字城戸・下浦・穴地・長後地区	保存会代表者	昭和52.12.6	
廻り踊り			美郷中村山	中村民謡保存会代表者	昭和57.8.12	
牛島雲龍組夕タラ			鴨島町牛島	牛島雲龍組夕タラ保存会	昭和54.10.25	
風俗慣習		湯神楽の神事	川島町学	神社宮司	昭和58.3.19	
		七十五膳の神事	川島町川島	神社宮司	昭和58.3.19	
		川田山王子神社百手祭	山川町榎谷	個人	昭和59.3.23	
記念物		史跡(遺跡)	三郡境石	鴨島町牛島	個人	平成13.6.14
			工藤伊賀守形見碑	川島町学	春日神社	昭和57.3.15
	麻植・美馬郡境石		山川町麻掛	吉野川市	平成元.11.1	
	城跡	川島城跡	川島町城山一帯	吉野川市・川島財産区	昭和57.3.15	
	古墳	鷹ヶ巣古墳群	川島町桑村	個人	昭和57.3.15	

種 別		名 称	所 在 地	所有者・管理者等	指定年月日	
名勝	岩石、 洞穴	峰八古墳群	川島町学	個人	昭和57. 3. 15	
		忌部山古墳群	山川町山瀬	個人	平成元. 11. 1	
		住吉西ノ原古墳	山川町西ノ原	個人	平成元. 11. 1	
		金勝寺古墳	山川町西麓	吉野川市	平成元. 11. 1	
	峡谷、 瀑布、 溪流、 湧泉	岩戸神社甕穴	山川町岩戸	個人	平成9. 9. 17	
		水神の滝	川島町山田	個人	昭和57. 3. 15	
		母衣暮露滝	美郷桁山県有林 内	徳島県	昭和52. 12. 6	
	天然 記念物	植物	ミミカキソウ・イワヒトデノ群落	川島町桑村	徳島県	昭和57. 3. 15
				川島町山田	個人	
			桑村王子神社のカシ林	川島町桑村	桑村王子神社	平成元. 3. 10
			川島神社のイブキ	川島町川島	川島神社	平成12. 7. 6
			井田の大グス	山川町井上	八幡神社	昭和44. 8. 6
			西川田の大グス	山川町槻原	吉野川市	平成9. 9. 17
檜平一本杉			美郷字檜平	個人	昭和52. 12. 6	
広旗八幡神社の桧			美郷字栗木広旗 八幡神社境内	個人	昭和52. 12. 6	
平八幡神社の銀杏			旧中枝小学校内	個人	昭和52. 12. 6	
椋の大木			美郷	個人	昭和54. 7. 9	
大椋	美郷	個人	昭和54. 7. 9			

### (3) 公園

本市の都市計画公園は、街区公園が3箇所、総合公園が1箇所、計画決定面積は22.3ha、供用面積は9.80haとなっています。向麻山公園は、市民の様々なレクリエーション活動の場として利用されており、街区公園も、市民の身近な公園として、市民に利用されています。

江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク等の公園緑地は、市民の憩いの場となっています。

市の背景となっている山々の緑や吉野川・江川等の河川は、骨格的な緑と水のネットワークの形成を図ることのできる場です。また、高越山等のシンボルとなる空間は、市民や来訪者の憩いや交わりの場となっています。

市街地内の幹線道路沿いへの街路樹や植樹帯の整備等、連続性のある緑の形成を図る場となります。

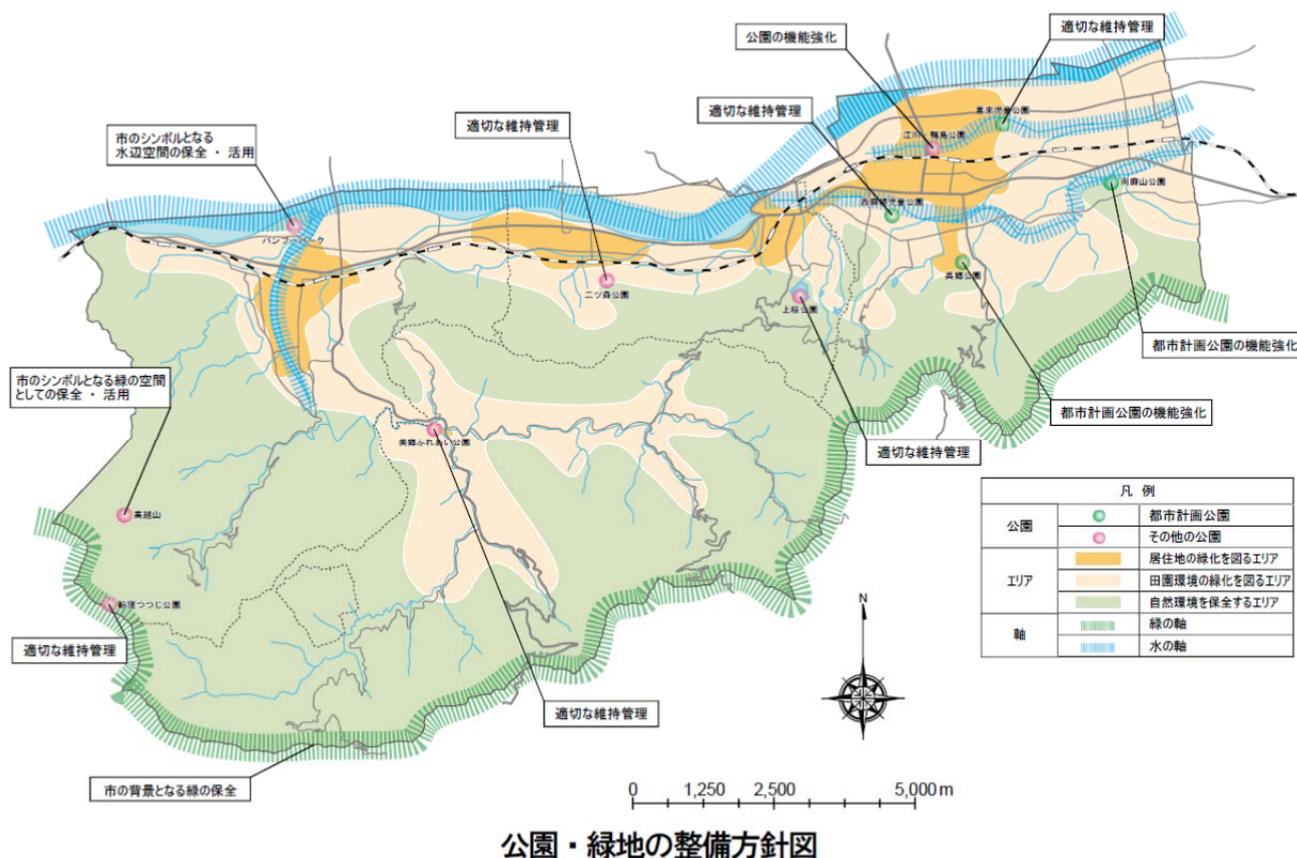


図2-4-2 公園・緑地の整備方針

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

#### (4) 地域資源

本市は、吉野川の流れにはぐくまれた自然豊かなまちであり、自然環境の豊かさに対する市民の評価も高くなっています。高越山や船窪のオンツツジ群落、美郷のホタル、江川・鴨島公園、水辺の楽校・バンブーパーク等、豊かな自然が地域の貴重な財産となっています。これらの地域資源を整理しました。



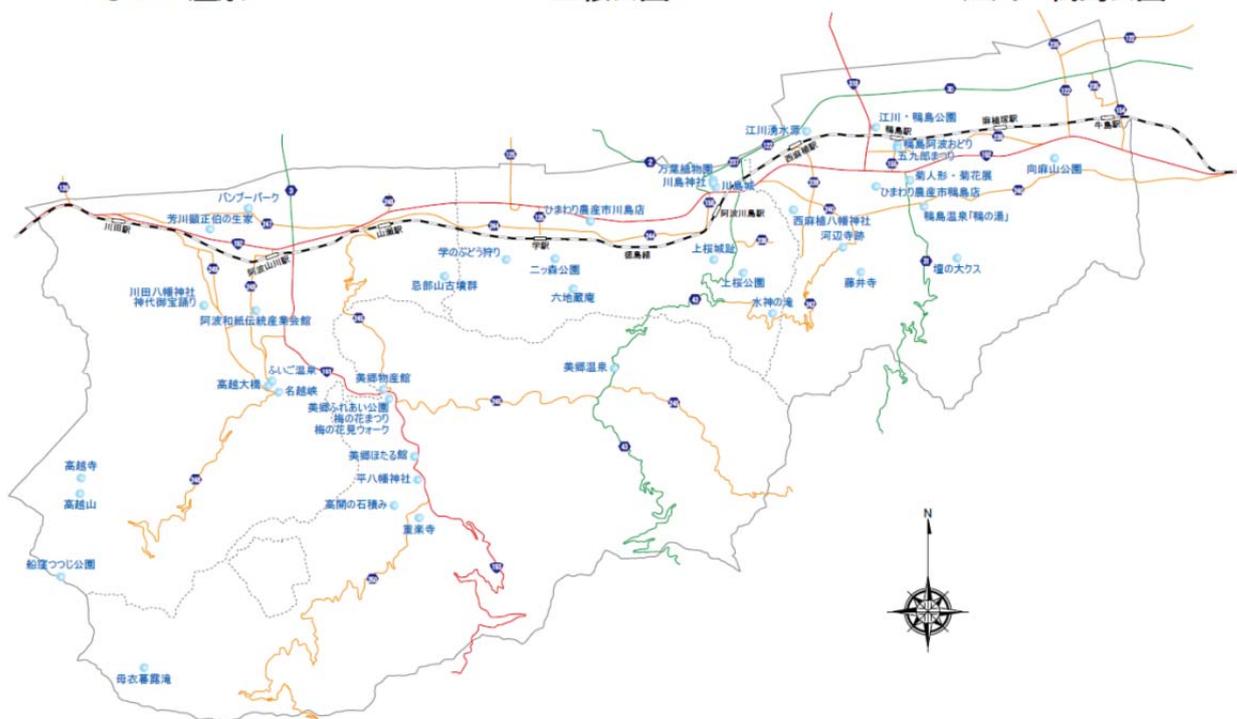
ふいご温泉



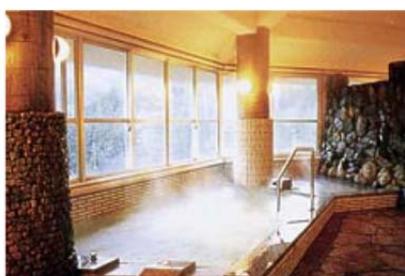
上桜公園



江川・鴨島公園



船窪つつじ公園



美郷温泉



菊人形・菊花展

図2-4-3 地域資源

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

## 5 地球環境

### (1) 地球温暖化

#### ①地球温暖化対策の動向

温室効果ガスの排出をできるだけ少なくし、地球温暖化の進行を抑えることが、人間社会と自然環境への地球温暖化の影響を小さくします。

国連が 1992 年に採択した「気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC)」は、大気中の温室効果ガスの濃度を気候に危険な人為的影響を及ぼさない水準で安定化させることを目的としています。同条約のもとで温室効果ガスの濃度の安定化のための具体的な方策が検討され、1997 年に京都で開かれた第 3 回条約締約国会議 (COP3) で、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける合意文書 (京都議定書) がまとめられました。

京都議定書では、先進国ごとに温室効果ガス排出量の削減目標が設定されたほか、国際的な協調による排出量の削減を促進する仕組み (共同事業で生じた削減量を両国で分け合うなど) を導入しました。同議定書で定められた日本の削減目標は、2008~2012 年の 5 年間の平均排出量を、基準年 (二酸化炭素については 1990 年) に比べて 6%減らすことでした。1998 年には地球温暖化対策推進本部から地球温暖化対策推進大綱が決定され、2010 年に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策が取りまとめられています。

その後、地球温暖化対策推進法の制定、地球温暖化対策に関する基本方針の閣議決定などが行われ、日本国内の対策の基礎的な枠組みが構築されてきました。またエネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) の改正など、各種の国内対策も随時進められています。2005 年 2 月 16 日には京都議定書が発効し、2007 年には IPCC の第 4 次評価報告書が発表されました。このような様々な取り組みの結果、この目標は達成されました。

京都議定書の後継となる新たな国際合意を目指し、2011 年 11 月に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) において、全ての国を対象とした 2020 年以降の新しい枠組みをつくることが決定され、2015 年に開催される第 21 回締約国会議 (COP21) で合意することを目指して議論を続けることになりました。

### 我が国の温室効果ガス排出量 (2013 年度確報値) 環境省

- 2013 年度の総排出量は 14 億 800 万トン  
(前年度比+1.2%、2005 年度比+0.8%、1990 年度比+10.8%)
- 前年度と比べて排出量が増加した要因：①火力発電における石炭の消費量の増加  
②業務その他部門における電力や石油製品の消費量の増加によるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の増加 など。
- 2005 年度と比べて排出量が増加した要因：①オゾン層破壊物質からの代替に伴う冷媒分野からのハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) の排出量増加 ②火力発電の発電量の増加に伴う化石燃料消費量の増加によるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出量増加 など。

2013年3月15日に開催された地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました。これは、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、改正地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定の進め方を明らかにするとともに、計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体・事業者及び国民に対し、従来の計画に掲げられたものと同等以上の取組を求めること等を定めたものです。また、京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画の策定や、温室効果ガスの種類に3ふっ化窒素（NF3）を追加することなどを定めた地球温暖化対策推進法改正法案が、2013年5月24日に成立しました。

## ②吉野川市における温室効果ガス排出抑制の取組み

吉野川市における温室効果ガスの排出抑制に対する取り組みとしては、吉野川市役所温暖化対策実行計画に基づき、庁舎内における節電、冷暖房温度の適正化、公用車のエコ運転など、対応できる取組を各部署で実施しています。

平成19年度における吉野川市役所における温室効果ガス排出量は、2,051,169kgCO<sub>2</sub>でした。

表2-5-1 温室効果ガス排出抑制の取組み

	項 目	小 項 目
直接的 取組	(1)電力使用量	① 照明機器の適正使用 ② 事務用機器の使用方法の見直し ③ 空調機器の使用方法の見直し ④ エレベーターの使用抑制 ⑤ 省エネルギー機器の購入 ⑥ その他の取組の推進
	(2)庁舎等燃料使用量	① 冷暖房設備の使用方法の見直し ② 給湯・温水器等の使用方法の見直し
	(3)公用車燃料使用量	① 公用車の合理的な使用の推進 ② 低公害車・低排出ガス車・低燃費車の導入
間接的 取組	(4)水道使用量	① 節水の徹底
	(5)用紙使用量	① 用紙類の使用量の削減 ② 再生紙の積極的な活用
	(6)ごみ排出量	① 減量化の推進 ② 再資源化（リサイクル）の推進
	(7)グリーン購入	① グリーン購入の推進

出典：吉野川市役所温暖化対策実行計画（平成21年3月）

## (2) 廃棄物

過去5年間の本市におけるごみ排出量を表2-5-2と図2-5-1に示します。

生活系ごみは、人口減少を背景に、平成19年度から平成26年度までの8年間で21%減少していますが、事業系ごみは増加基調にあり、同期間に27%増加しました。

表2-5-2 ごみの排出量の推移

出典：吉野川市一般廃棄物処理基本計画および吉野川市資料

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口	46,513	46,122	45,426	45,007	44,593	44,609	43,753	43,065
生活系ごみ	12,973	11,788	10,683	10,459	10,624	10,617	10,343	10,219
可燃ごみ	9,367	8,796	8,449	8,103	8,138	8,229	8,153	8,180
不燃ごみ	850	941	381	377	405	465	321	167
資源ごみ	2,444	1,737	1,498	1,656	1,906	1,831	1,760	1,735
粗大ごみ	306	308	349	321	167	91	103	136
その他ごみ	6	6	6	2	8	1	6	1
事業系ごみ	3,347	3,925	3,683	3,903	4,131	4,049	4,115	4,249
可燃ごみ	3,347	3,925	3,683	3,903	4,131	4,049	4,115	4,249
合計	16,320	15,713	14,366	14,362	14,755	14,666	14,458	14,468

なお、平成25年度における1人1日当たりの家庭（生活系）ごみの排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」によると、648gとなっています。

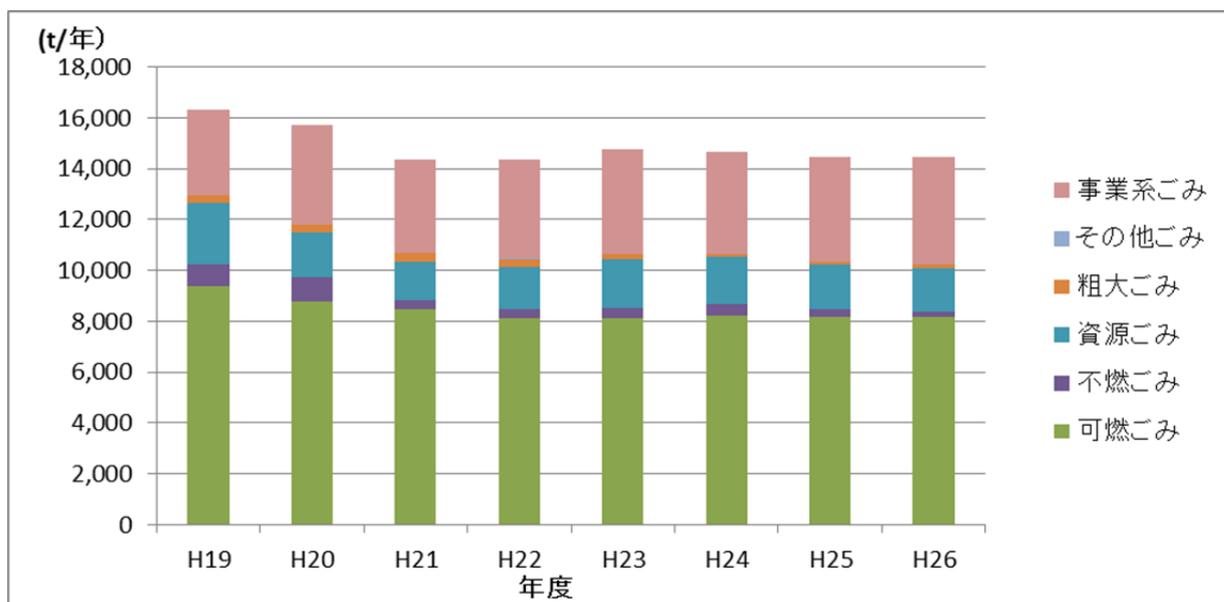


図2-5-1 ごみの排出量の推移

出典：吉野川市一般廃棄物処理基本計画および吉野川市資料

本市における平成19年度から平成23年度までの資源化量の推移を表2-5-3に示します。溶融処理施設からの資源化量については、平成21年度から鴨島環境センターを休止し、中央広域環境センター単独による可燃ごみ及び粗大ごみ残渣の全量溶融処理に伴って大幅に増加しています。

リサイクル率については、年度により増減を繰り返していますが、平成22年度においては、本市は17.3%と、徳島県平均の18.2%、全国平均の20.8%を各々下回っています。なお、環境省「一般廃棄物処理実態調査」によると平成25年度においては17.7%となっています。なお、鴨島、山川、川島と分散していたリサイクル処理施設を、1カ所に統合し、川島町に吉野川市リサイクルセンターを建設し、平成26年度に稼働しました。なお、不法投棄は増加傾向にあり、平成27年度現在16件発生しています。

表2-5-3 資源化量の推移

出典：吉野川市一般廃棄物処理基本計画

年度		H19	H20	H21	H22	H23	
溶融処理施設 (中央広域環境センター)	スラグ	t/年	426	227	983	673	825
	その他(工業塩等)	t/年	185	176	345	151	134
	小計	t/年	611	403	1,328	824	959
粗大ごみ処理施設 (山川不燃ごみ処理場)	金属類	t/年	15	14	13	9	8
	金属類	t/年	318	219	229	170	295
資源化処理施設 (鴨島資源リサイクルセンター 山川リサイクルセンター)	ガラス類	t/年	384	378	352	389	361
	小計	t/年	702	597	581	559	656
	紙類	t/年	1,654	1,060	797	857	837
直接資源化 (資源化事業者)	ペットボトル	t/年	88	80	71	79	62
	布類	t/年	—	—	10	109	110
	木材	t/年	—	—	—	—	99
	ふとん	t/年	—	—	—	—	88
	その他(蛍光管、乾電池等)	t/年	6	6	6	54	62
	小計	t/年	1,748	1,146	884	1,099	1,258
	資源化量	t/年	3,076	2,160	2,806	2,491	2,881
ごみ処理量	t/年	16,079	15,475	13,385	14,385	14,755	
リサイクル率	%	19.1	14.0	21.0	17.3	19.5	

### ごみは資源として活用されています！

吉野川市で収集されたごみは、中央広域環境センターで処理されています。その過程で生成されたガスエネルギー（燃料ガス）は、ボイラーと発電機の燃料ガスとして利用し、平成25年度の発電量は7,797千kWhで、中央広域環境センターの使用電力の約36%が賅われました。また、ガスエネルギー以外のもは溶融され、新しい資源（金属、スラグなど）として活用されています。

**[中央広域環境センターで資源として活用したもの]**

副産物の種類	活用されるもの	平成25年度副産物量
溶融スラグ	建設資材・路盤材	1,573 t
工業塩	塩ビ製品・融雪剤	435 t
金属水酸化物	非鉄金属原料	365 t
精製ガス	施設内設備のガスエンジン発電機の燃料	31,833 千Nm <sup>3</sup>
濃縮塩水	化学薬品	492 t

平成25年度は、吉野川市から中央広域環境センターへ8,256 tのごみが搬入され、吉野川市1人あたり（1年間）約189.5kgのごみを排出しています。

**[平成25年度吉野川市家庭系ごみ排出量]**

可燃ごみ	小型複合	大型複合(粗大)	計	1人あたり(1年間)のごみ排出量
8,153 t	64 t	39 t	8,256 t	189.5kg



金属



金属原料



スラグ



建設資材

ごみを溶融してできた金属は、金属原料として利用しています。

ごみを溶融してできたスラグは、ブロックや舗装材などの建設資材として利用されます。



●問い合わせ 市運転管理センター ☎25-2111  
市環境企画課 ☎22-2230

図2-5-2 ごみの資源化の広報（広報よしのがわ2015.1）

## 6 市民・事業者の意識、環境保全活動

### (1) 環境保全活動

吉野川市で行われている環境保全活動を以下にあげます。

表 2-6-1 吉野川市での環境保全活動

名称等	活動内容（環境保全に係る内容）
NPO法人 江川エコフレンド	<p>江川と吉野川及びその周辺の環境美化・保全活動を実施することにより「名水百選」の江川の水源を守り、昔ながらの清流を取り戻すことを目的として、住民と子供たちが一緒に活動して、環境の保全を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、青少年の健全育成を図る活動を行う。</p> <p>具体的活動内容：</p> <p>①濁水期に江川の川辺を歩き、川に捨てられたゴミを地域住民や中学生たちと収集 ②河川環境美化活動、河川環境保全活動のリーフレット等を作成し市内の小中学校に配布 ③江川の水生物の調査、江川の水質の研究</p>
特定非営利活動法人 美郷宝さがし探検隊	<p>美郷地区の文化生活風習やかけがえのない自然を保全し、そしてこれらを活かしたまちづくり活動に関する事業を行い、美郷地区の活性化と環境保全、美郷地区の知恵、伝統、文化の継承、住民の生きがいの創出に寄与する。</p>
特定非営利活動法人 吉野川に生きる会	<p>吉野川流域住民に対して、美しい吉野川とその流域の自然を壊すことなく、吉野川の恵みである農林水産物を活用した産業や歴史と文化を基盤とした観光事業を起こすことを提案、推進する。これらの活動を通じ住民が一体となり、親切で潤いのある社会をつくることを目的とします。</p> <p>具体的活動内容：</p> <p>①吉野川流域の清掃事業 ②地域の生涯教育事業 ③菜の花とその他植物の耕作事業 ④農林水産物の加工販売と支援事業 ⑤歴史教育と地域観光事業</p>
特定非営利活動（NPO）法人 元気やまかわネットワーク	<p>地域住民に対して個性的で魅力溢れる町作りをするために、グラウンドワークによる環境保全活動と地域固有の資源の活用に関する事業を行い、地域社会の持続的発展に寄与すること。</p> <p>具体的活動内容：</p> <p>①ほたる川等の河川環境の向上を目指す事業 ②省エネ、廃棄物の減量化を推進する事業 ③環境教育・啓発に関する事業 ④地域文化、遺産の維持・継承に関する事業 ⑤地域にあった景観の調査や情報発信 など</p>

名称等		活動内容（環境保全に係る内容）
明るい社会づくり協議会山 川支部		多様化する社会情勢に対応し、豊かな人間性を回復するため、精神的（心の福祉）成長を図る。行政の行う各種社会福祉事業と協働して積極的な住民運動を推進することにより、調和と秩序ある明るい社会をつくることを目的とする。 具体的活動内容： ①自然愛護と住みよい環境づくり活動
山 川 支 部	「自然環境保護・地域交流に向けた石積み保護活動、そば作り体験活動」	豊かな自然、生活文化、農林業の技が受け継がれている吉野川市美郷で、地域の学校・団体などのグループと連携し、ふるさとの伝統文化の継承や自然環境の保護活動を通じて、地域の活性と交流活動を実施した。
	「農村環境保全に向けた都市との交流イベント及び環境保全活動」	豊かな農村環境の保全に向けて、地域住民との協働による雑木の伐採活動等の環境保全活動を行うとともに、農村と都市との交流イベントを開催し、農村の魅力を発信し、農村地域の交流促進と地域活性化を図った。
	「自然保護・地域交流に向けた梅の剪定・収穫体験活動、文化継承活動」	自然豊かな美郷地域で荒れた畑をなくすために、耕作放棄地で「梅の剪定ボランティア・収穫体験」や「環境保全交流イベント」を開催し、生活文化を通じて自然の大切さを学んでもらいながら都市住民と地元ボランティアの交流を図った。

## (2) 環境教育

吉野川市で行われている環境教育を以下にあげます。

表 2-6-2 吉野川市での環境教育

対 象		環境教育の内容
小学生	小学校	各学校における出前講座 ・ごみの分別や資源化の話 ・ごみ処理施設見学
一般	身体障害者会 婦人会	各会における出前講座 ・ごみの分別や資源化の話



小学校への出前講座（ごみの分別や資源化の話）

### (3) アンケート結果

吉野川市環境基本計画を策定するにあたり、吉野川市における環境の現状、課題および市民・事業者の環境への取り組み状況を把握することを目的として、アンケートを実施しました。

表2-6-3 市民・事業者アンケート調査方法

	市民	事業者
調査対象	市内に居住する20歳以上の男女1000人	市内に本店、支店、営業所などを有する事業所100社
調査方法	地区別に鴨島500人・川島200人・山川200人・美郷100人とし、各地区ごとに無作為に抽出	市全体を対象に無作為に抽出
回収数	444人	52社
回収率	44.4%	52.0%

アンケート回答者の属性は以下のとおりです。

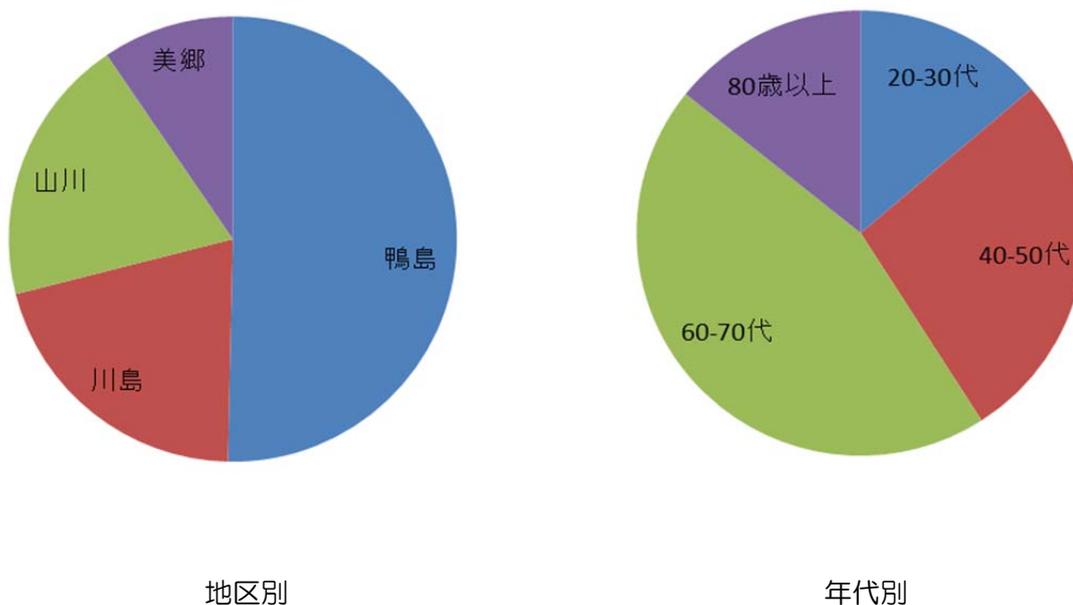


図2-6-1 アンケート回答者（市民）の属性

①吉野川市の環境への評価（満足度・重要度） 《市民・事業者アンケート》

アンケート結果に基づき、吉野川市の環境に対する評価を、満足度と重要度の観点から整理しました。市民、事業者、市民＋事業者に分けて、整理結果を表2-6-4および図2-6-2に示します。

吉野川市の環境の現状に対して、満足度の高い項目は「空気のきれいさ」「身近な自然の豊かさ」「家の周りの静けさ」「水（水道、簡易水道など）のおいしさ」などとなっており、吉野川市が受けている自然からの恩恵を示す項目があげられました。また、満足度の低い項目は「交通機関の利便性」「廃棄物の不法投棄の状況」「歩道・自転車道の整備状況」などであり、ヒトの関わりが高い項目があげられています。

今後どのような事項に取り組んでいく必要があるかに対して、重要度はいずれの項目も「やや重要」以上となっており、満足度の高い項目だけでなく低い項目も重要と考えられています。その中でも、重要度の高い項目は「空気のきれいさ」「水（水道、簡易水道など）のおいしさ」「自然災害に対する安全性」などとなっています。また、重要度の低い項目は「太陽光発電など新エネルギーの導入」「イベントや取組みなど環境情報の入手状況」などです。

満足度は低いが、重要度は高いと考えられている項目は、「(重要度－満足度) > 1」である項目に限定すると、1.70の「廃棄物の不法投棄の状況」が最も差が大きく、そのほかに「川や水路のきれいさ」「家庭や事業所からの汚水処理の状況」「歩道・自転車道の整備状況」「交通機関の利便性」「自然災害に対する安全性」「市民一人ひとりの環境に対する意識」があげられます。これらの項目は、市民の意識として改善が望まれていると考えることができます。

なお、市民と事業者に分けてアンケートを取りましたが、市民と事業者での意識の大きな違いは見られていません。

《満足度と重要度の算出方法》

アンケートの各項目における満足度と重要度を4段階に評価し、下記のように点数化し、その合計を回答者数（無効回答を除く）で割って算出しました。満足度、重要度ともに4点が最高値で、1点が最低値となります。

- 満足度：「満足」4点 「やや満足」3点 「やや不満」2点 「不満」1点
- 重要度：「重要」4点 「やや重要」3点 「あまり重要でない」2点 「重要でない」1点

表2-6-4 吉野川市の環境への評価（満足度・重要度）

質問項目	市民		事業者		市民+事業者	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 川や水路のきれいさ	2.54	3.77	2.63	3.65	2.55	3.76
2 家庭や事業所からの汚水処理の状況	2.65	3.78	2.60	3.73	2.64	3.77
3 空気のきれいさ	3.45	3.84	3.38	3.71	3.44	3.83
4 いやなにおい（悪臭）の少なさ	3.02	3.75	2.98	3.60	3.01	3.73
5 家の周りの静けさ	3.37	3.59	3.38	3.38	3.37	3.57
6 水（水道、簡易水道など）のおいしさ	3.31	3.81	3.23	3.67	3.30	3.80
7 身近な自然の豊かさ	3.45	3.66	3.15	3.46	3.42	3.63
8 水辺や野山の生きものの生息状況	2.94	3.44	2.96	3.29	2.94	3.42
9 水と緑に囲まれた自然環境の保全	3.08	3.64	2.94	3.56	3.07	3.63
10 水や緑など自然に親しめる場の整備	2.62	3.47	2.31	3.35	2.59	3.46
11 地産地消（地場農産物の消費）の取組み	2.88	3.52	2.43	3.35	2.83	3.50
12 希少な野生生物の保護状況	2.63	3.27	2.60	3.12	2.63	3.26
13 史跡や文化財の保護	2.80	3.38	2.58	3.25	2.78	3.36
14 歩道・自転車道の整備状況	2.10	3.65	1.94	3.41	2.09	3.62
15 交通機関の利便性	2.08	3.51	1.87	3.51	2.05	3.51
16 街並みの美しさ	2.42	3.28	1.98	3.27	2.37	3.28
17 廃棄物の不法投棄の状況	2.06	3.78	2.08	3.61	2.06	3.76
18 自然災害に対する安全性	2.40	3.82	2.27	3.63	2.39	3.80
19 家庭での省エネルギーへの取組み	2.78	3.46	2.51	3.31	2.75	3.44
20 太陽光発電など新エネルギーの導入	2.40	3.10	2.27	3.14	2.38	3.10
21 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	2.89	3.72	2.62	3.51	2.86	3.69
22 市民一人ひとりの環境に対する意識	2.36	3.66	2.31	3.46	2.35	3.64
23 環境教育・環境学習の状況	2.49	3.41	2.30	3.39	2.47	3.41
24 イベントや取組みなど環境情報の入手状況	2.45	3.16	2.31	2.96	2.43	3.13
25 地域の美化などの環境保全活動状況	2.61	3.36	2.35	3.22	2.58	3.34

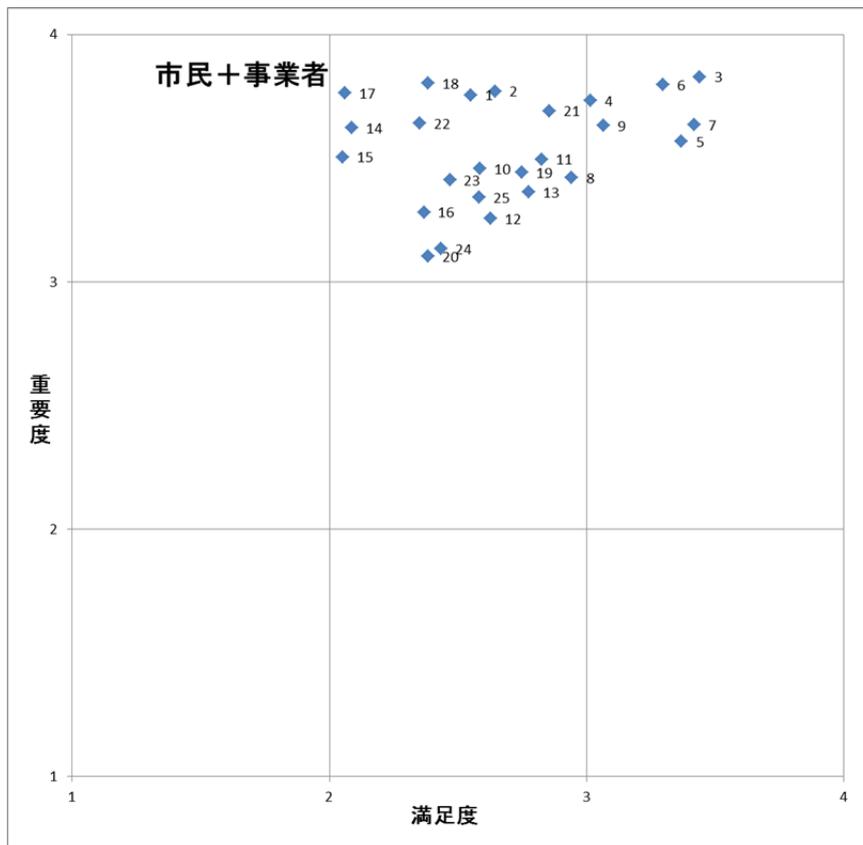


図2-6-2 (1) 吉野川市の環境への評価（満足度・重要度）

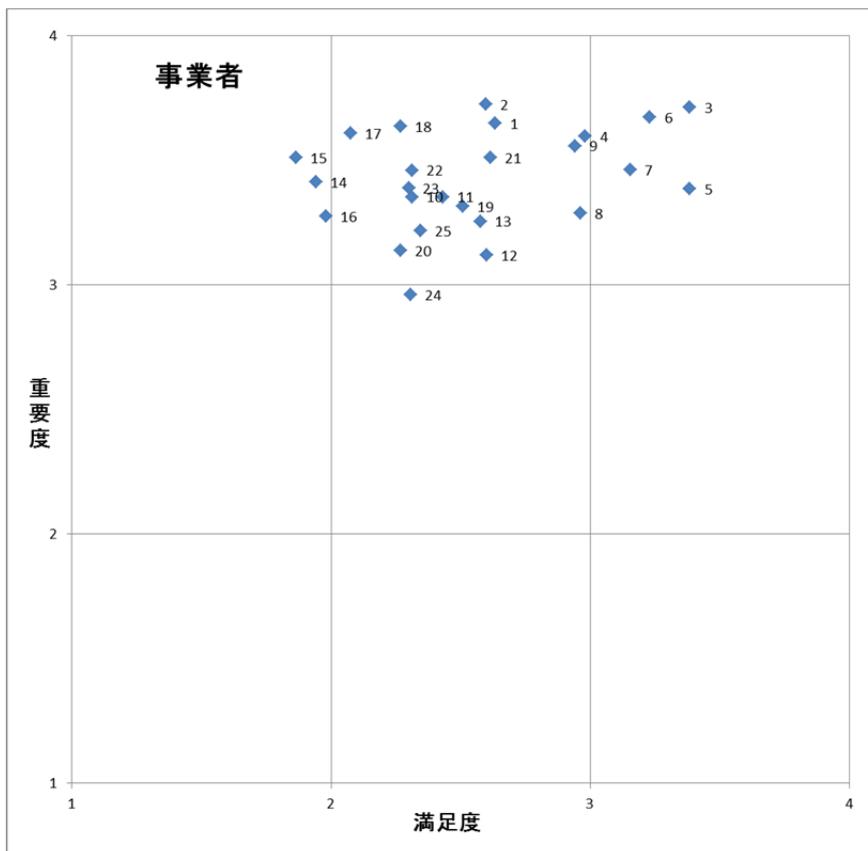
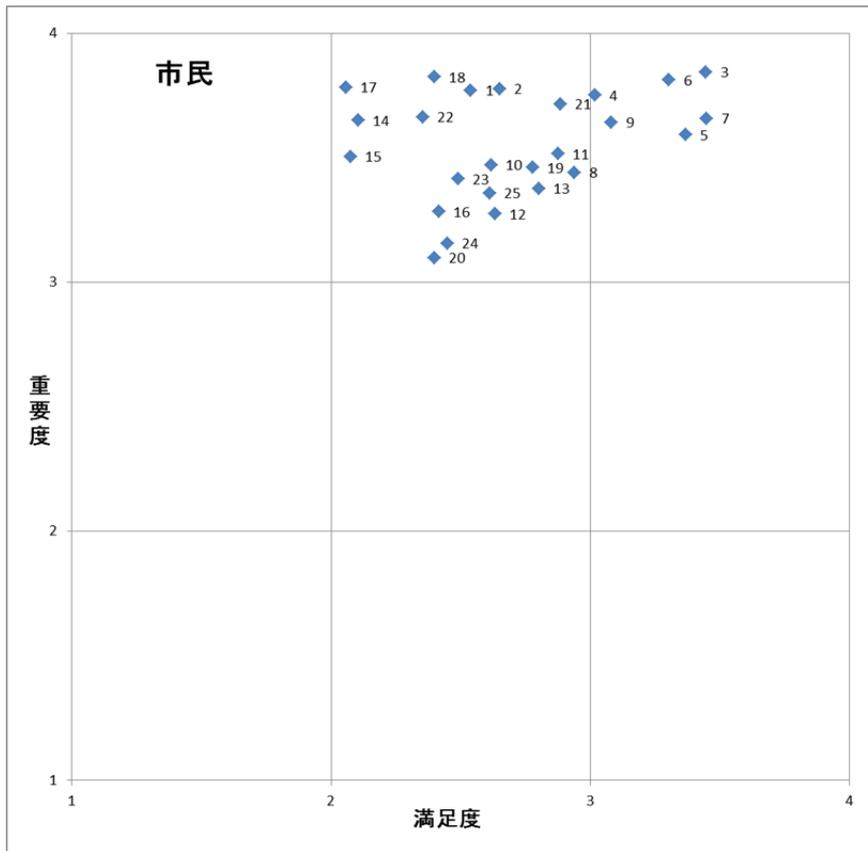


図2-6-2 (2) 吉野川市の環境への評価 (満足度・重要度)

## ②日常生活における環境への取組み 《市民アンケート》

日常生活において市民の方がどのような環境への取組みを行っているかをアンケートした結果を図2-6-3に整理しました。

アンケートでは、各質問項目に対して、次の6段階で回答をいただきました。

「常に実行している」 「時々実行している」 「今後実行したい」  
「今後考えたい」 「実行するつもりはない」 「該当しない」

アンケート結果の概要は以下のとおりでした。

### ◆「常に実行している」と回答された方が50%以上の項目

「野外のレジャー（山や海）で出たごみは持ち帰る」の82.5%を最高に、「調理くずや食べ残しを減らすように心がける」「歯磨きや洗面の時はこまめに水を止める」「洗剤は適量使用を心がける」「隣近所への騒音防止に努めている」「飼っている動植物は自然に放さない」「家電製品の購入時は省エネ性能の高いものを選ぶ」「電気照明やテレビをこまめに消す」「ごみの減量や分別を積極的に行う」があげられます。

身近でできることは積極的に実行されていることが分かります。

### ◆「実行するつもりはない」と回答された方が15%以上の項目

「環境家計簿をつけている」の24.8%を最高に、「マイカーをさけて公共交通機関を利用している」「太陽熱温水器や太陽光発電を利用している」「環境に関する市民講座や講演会に参加する」「環境保全や自然保護に関する運動に参加する」があげられます。

気楽にはできないと考えられる事項があげられていますが、割合としては高くはありません。

### ◆「常に実行している」「時々実行している」と回答された方が20%以下の項目

「環境家計簿をつけている」の7.78%を最低に、「自然観察会など自然とふれあう行事に参加する」「環境に関する市民講座や講演会に参加する」「環境保全や自然保護に関する運動に参加する」があげられます。

何らかの行事等に参加することは実行しづらいことが分かりますが、これらの項目に「今後実行したい」「今後考えたい」と回答されている方は多く、関心を持っておられることが分かります。

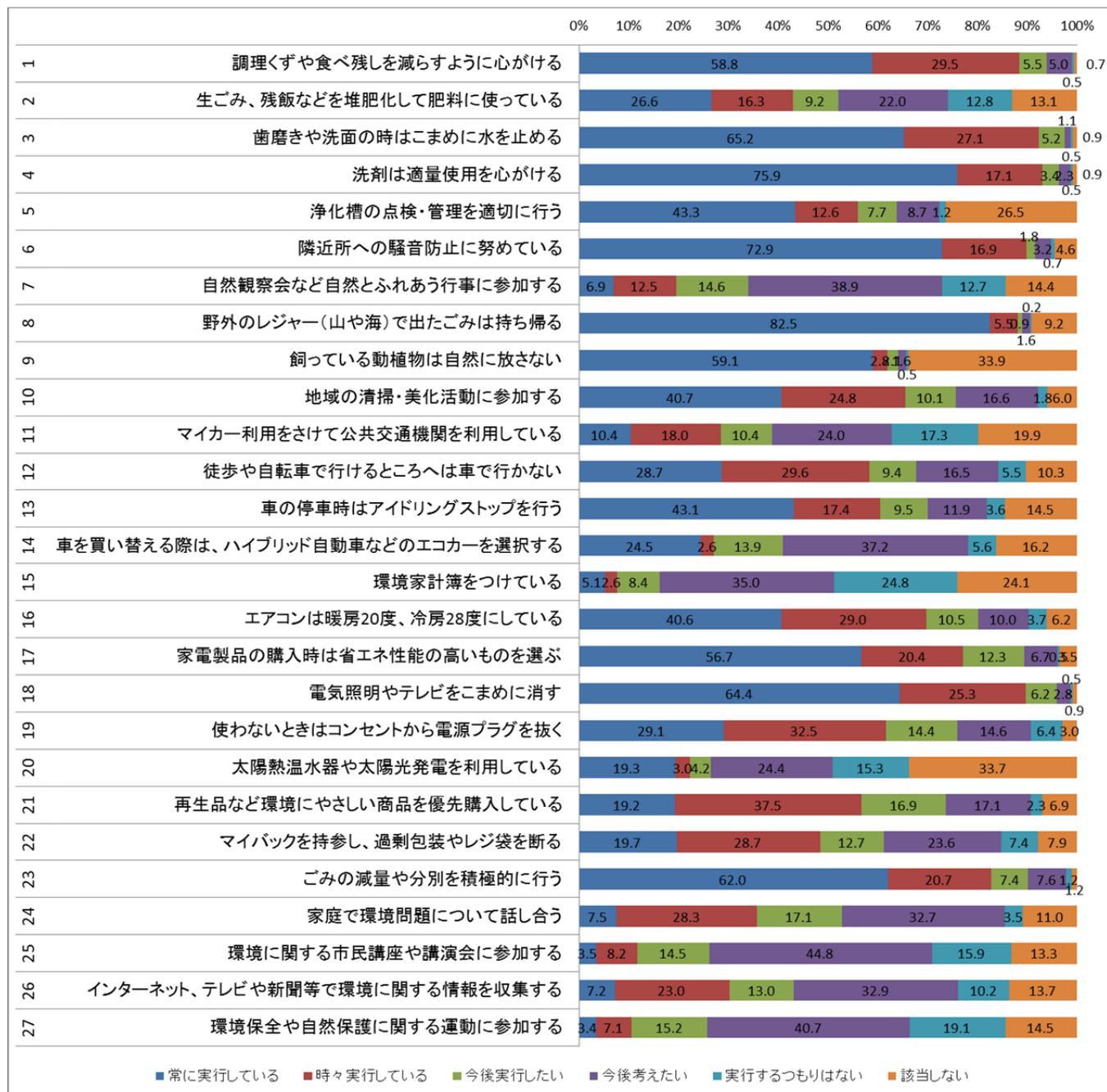


図2-6-3 日常生活における環境への取組み（市民）

### ③事業活動における環境への取組み 《事業者アンケート》

事業活動において事業者の方がどのような環境への取組みを行っているかをアンケートした結果を整理しました。

アンケートでは、各質問項目に対して、次の6段階で回答をいただきました。

「既に実行している」 「今後実行したい」 「支障がなければ実行したい」  
「実行するつもりはない」 「該当しない」 「分からない」

アンケート結果の概要は以下のとおりでした。

#### ◆「既に実行している」と回答された事業所が50%以上の項目

「電灯の消灯などによる省エネルギー」の62.3%を最高に、「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」「事務所周辺の清掃美化活動」があげられます。

身近でできることは積極的に実行されていることが分かります。

#### ◆「既に実行している」「今後実行したい」「支障がなければ実行したい」と回答された事業所が80%以上の項目

「事務所周辺の清掃美化活動」の94.4%を最高に、「アイドリングストップなどのエコドライブ」「低公害車・低燃費車の導入」「事務所や周辺の緑化」「電灯の消灯などによる省エネルギー」「照明など省エネルギー型機器への切り替え」「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」「地域の環境保全活動への参加」があげられます。

身近でできることを実行していこうとされているほか、地域に根差した事業活動の中で環境に配慮しようとしてされていることが分かります。

#### ◆「実行するつもりはない」と回答された事業所が15%以上の項目

「太陽光発電など自然エネルギーの導入」の30.2%を最高に、「環境活動団体等への寄付などの経済的支援」「環境に関する見学会や講座の開催」「取引先への環境配慮の要望・依頼」があげられます。

費用のかかると考えられる事項があげられていますが、割合としては非常に高いというわけではありません。

#### ◆「既に実行している」と回答された事業所が20%以下の項目

「取引先への環境配慮の要望・依頼」の11.3%を最低に、「生き物や自然環境に配慮した事業活動の実施」「事業に伴う環境への影響評価の実施」「周辺環境に配慮した建築物等の整備」「環境活動団体等への寄付などの経済的支援」「環境問題についての定期的な社員教育」「自社製品、サービスにおける環境配慮内容の明示、公開」があげられます。

#### ◆「実行するつもりはない」と回答された事業所が0%の項目

「排水による周辺への水質汚濁の防止」「焼却炉やボイラーによる大気汚染・悪臭の防止」「設備、機器の波動による騒音・振動の防止」「化学物質による土壌・地下水汚染の防止」「アイドリングストップなどのエコドライブ」「電灯の消灯などによる省エネルギー」「廃

「廃物の適正処理や減量・リサイクル」「環境に影響の少ない減量や再生資源の利用」「自社製品の独自回収やリサイクル」「事務所周辺の清掃美化活動」があげられます。

法規制に係る事項とともに、省エネルギーや資源の循環に係る上記事項についても、実行するつもりのない事業所はありませんでした。

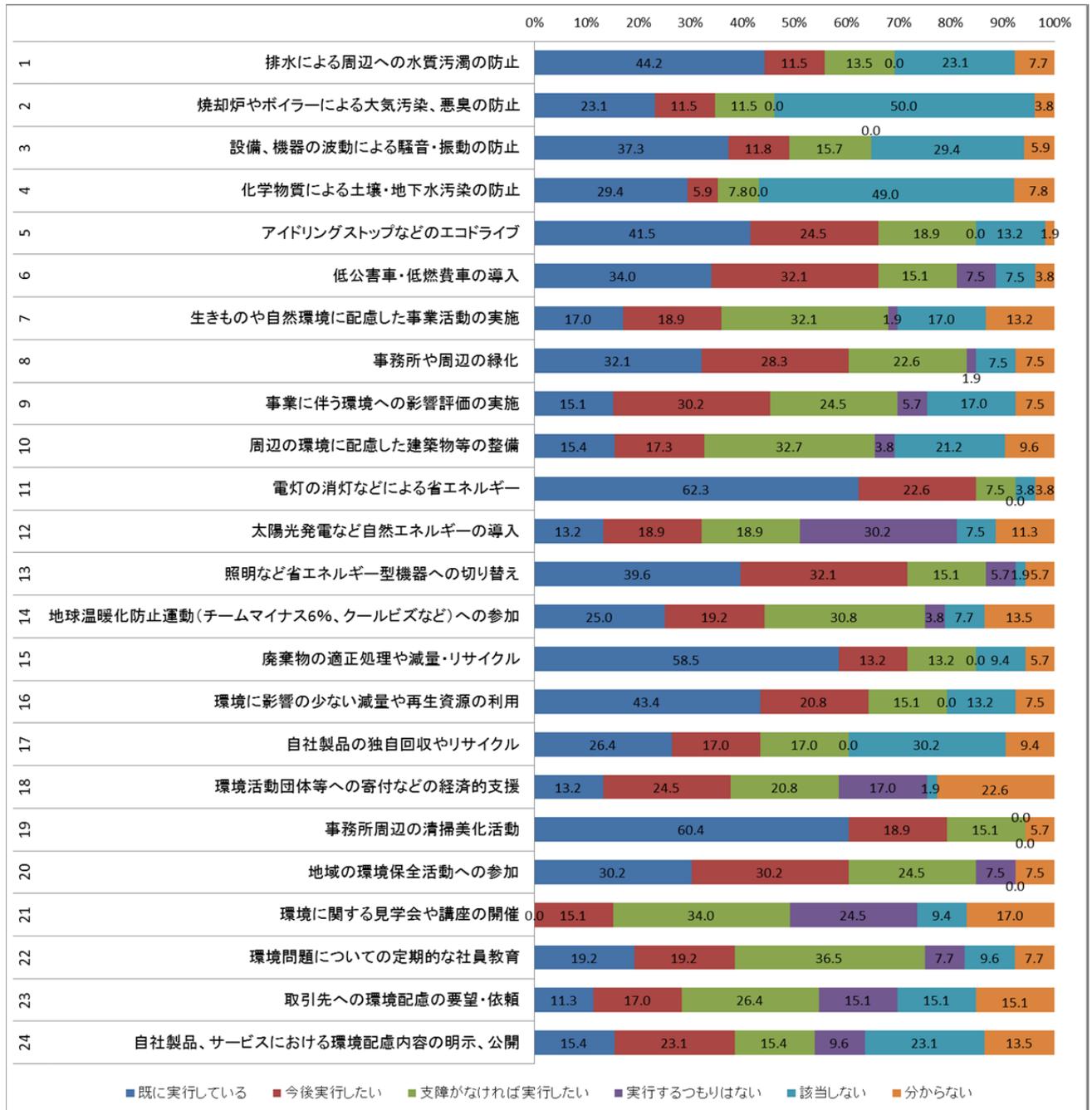


図2-6-4 事業活動における環境への取組み（事業者）

## 7 環境施策の実施状況

年度	主な環境施策	対策
平成16年度	10月1日 吉野川市誕生（鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村が合併） 各種条例の策定 ・吉野川市環境保全条例 ・吉野川市ポイ捨て等防止に関する条例 ・吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 ・吉野川市ほたる保護条例 ・吉野川市都市公園条例 ・吉野川市公園条例 ・吉野川市下水道条例 ・吉野川市農業集落排水施設条例 ・吉野川市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・吉野川市ごみ処理施設等条例	ポイ捨て防止対策 飼い犬等のふん害防止対策 ほたるの保護対策 都市公園整備 公園整備 下水道対策 農業集落排水対策 廃棄物対策 廃棄物対策
平成17年度		
平成18年度	吉野川市総合計画の策定	広範囲な対策
平成19年度		
平成20年度	吉野川市役所温暖化対策実行計画書の策定	温暖化対策
平成21年度		
平成22年度	吉野川市循環型社会形成推進地域計画の策定	生活排水対策
平成23年度	吉野川市総合計画 後期基本計画の策定	広範囲な対策
平成24年度	吉野川市一般廃棄物処理基本計画の策定 ・一般廃棄物処理基本計画 ・生活排水処理基本計画	一般廃棄物処理対策 生活排水対策
平成25年度	吉野川市都市計画マスタープランの策定	広範囲な対策
平成26年度	吉野川市環境保全条例 改定	（環境基本計画の策定）

## 8 環境の特性と課題

吉野川市における環境の特性と課題を表2-8-1に整理しました。

表2-8-1 吉野川市における環境の特性と課題

	特性	課題
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 水質の良好な川と良好ではない川が存在</li> <li>◇ 汚水処理人口普及率 62.5%（平成25年度）</li> <li>◇ 地下水・土壌、大気、騒音・振動、有害化学物質は問題なし</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気のきれいさ</li> <li>・家の周りの静けさ</li> <li>・水のおいしさ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 水質の良好な川の保全</li> <li>◇ 水質の良好ではない川の改善</li> <li>◇ 汚水処理人口普及率の向上</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川や水路をきれいにする</li> <li>・汚水処理の進捗状況の向上</li> <li>・空気のきれいさの保全</li> <li>・家の周りの静けさの保全</li> <li>・水のおいしさの保全</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 吉野川や高越山、美郷のホタル等の豊かな自然に対する市民の高い評価</li> <li>◇ 吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園等は、豊かな自然を感じることのできる空間、かつ市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間</li> <li>◇ 本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる資源</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然の豊かさ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 吉野川や高越山、美郷のホタル等の豊かな自然の適切な保全・活用</li> <li>◇ 吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園等の豊かな自然を感じることのできる空間の適切な保全・活用</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然の豊かさの保全</li> </ul>
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 都市計画公園の供用面積 9.80ha</li> <li>◇ 江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク等の公園緑地は、市民の憩いの場を形成</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の利便性の悪さ</li> <li>・歩道・自転車道の整備の低さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市街地内の幹線道路沿いへの街路樹や植樹帯の整備等、連続性のある緑の形成</li> <li>◇ 都市公園、公園緑地の整備</li> <li>◇ 緑と水のネットワークの形成</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の利便性の向上</li> <li>・歩道・自転車道の整備</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 行政機関での地球温暖化対策の実施</li> <li>◇ 1人1日当たりの家庭（生活系）ごみの排出量 648g（平成25年度）</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の不法投棄の多さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 廃棄物の不法投棄の防止</li> <li>◇ 行政機関での地球温暖化対策の実施</li> <li>◇ 環境家計簿の普及促進</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の不法投棄の防止</li> </ul>

	特性	課題
環境学習他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境教育として、出前講座を学校等を対象に実施</li> <li>◇ 環境ボランティア団体が5団体活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 出前講座の継続実施</li> </ul> <p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりの環境に対する意識の向上</li> </ul>



# 第3章

## 計画の目標

---

## 1 望ましい環境像

10年後を見据えて、吉野川市が目指すべき望ましい環境像は次のとおり設定します。

望ましい環境像は、本計画の策定にあたり実施した市民・事業者アンケート調査や環境の現状・特性や課題を整理した結果、吉野川市総合計画に掲げる目標、および吉野川市環境保全条例の基本理念を踏まえたものとしています。

豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまち

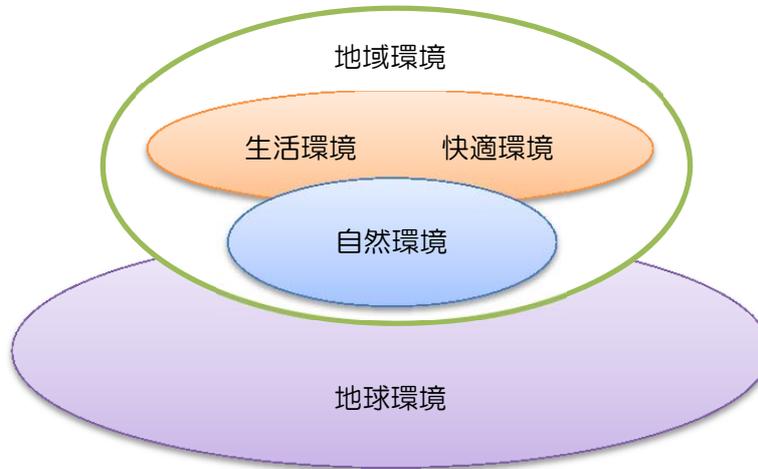
吉野川市

吉野川市都市計画マスタープランにおける「基本目標 1」に掲げられている『豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり』に基づきました。

- 吉野川市には「高越山」、「吉野川」や「美郷のホタル」をはじめとする、豊かな自然があります。また、「吉野川沿いのバンブーパーク」、「高越山周辺の船窪つつじ公園」等の豊かな自然を感じることでできる身近な空間もあります。
- この豊かな自然は、市民の評価が高く、適切な保全・活用を図ることが望まれています。また、市民や来訪者に安らぎと癒しを与える空間となっています。
- 本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる資源といえます。
- また、吉野川市は農林業も盛んであり、田園都市として、そこに身近な水と緑の恵みが供給されています。
- さらに、市街地においては「公園や道路の植樹帯などのより身近な緑」と「吉野川へ流れ込む川が形作る身近な水辺」も形成され、生活の場と密なつながりがみられています。
- このような「自然環境」「生活環境」「快適環境」に恵まれた吉野川市の環境を、調和のとれた保全・活用、さらにより良い方向への形成を図ることにより、後世に残していくことは、今に生きる世代の役割です。

## 2 基本目標及び基本施策

計画で対象とする環境の範囲は以下に示す4分野となっています。これらの分野は互いに深くかかわっており、本計画では、大きく「生活・快適環境」「自然環境」「地球環境」とします。



さらに、これらの環境分野での取り組みを推進していくためには、以下に示すような「行動をしていく」ことが必要となります。

環境学習 環境保全活動 環境教育

本市での環境分野における取組は、これらを踏まえ以下に示す4つの基本目標を設定し、推進していくものとします。

これらの基本目標の達成に向けた取組にあたっては、取り組んでいく行動が大切であることから、「環境学習 環境保全活動 環境教育」を第一に挙げ、その上で、市民生活に密着した「生活環境 快適環境」、その基盤である「自然環境」とし、「地球環境」はそれらの大きな基盤となることから最後の目標とすることとしました。

表3-2-1 基本目標

基本目標		環境分野
1	市民が環境保全の主役となるまち	環境学習 環境保全活動 環境教育
2	ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち	生活環境 快適環境
3	川と緑にふれあうまち	自然環境
4	地球環境にやさしいまち	地球環境

## 2-1 基本目標と基本施策

### 基本目標1 市民が環境保全の主角となるまち

環境学習 環境保全活動 環境教育

吉野川市都市計画マスタープランにおける「基本目標6」に掲げられている『市民が主角となる協働のまちづくり』に基づきました。

私たちの地域ならびに地球全体の環境を守っていくためには、今ある環境をよく知り、知ったことを伝え、そして一緒になって実践していくことが大切です。吉野川市でも小学生にごみ処理のしくみとごみを減らす努力の大切さを伝える学習を行っているとともに、市民の皆様の中で、川や緑などの自然を守る活動をしてくださっている多くの方々がいまいます。また、そのためには必要な人材を育てていくことも大切なことです。

#### 【基本施策】

環境学習の推進

環境保全活動の推進

環境情報の発信

### 基本目標2 ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち

生活環境 快適環境

吉野川市総合計画における「施策大綱5」に掲げられている『ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして』に基づきました。

私たちが健康で快適な生活を送っていくためには、日常生活や産業活動から排出される汚れた物質の排出を抑えていく必要があります。

吉野川市を流れる吉野川への流入支川を見た時に、非常に清涼な川もありますが、汚れがまだ見られる川もみられます。また、街路樹などの身近な緑も多くありますが、市街部では緑を増やしてほしいとの要望もあります。

このような身近な環境を、より快適にしていき、緑や水辺での憩いの空間を整備し、清涼な空間としていくことは、市民の方々のゆとりとふれあいの場を提供していくこととなります。

#### 【基本施策】

生活環境の保全（水環境・土壌環境・大気環境・騒音振動・有害化学物質）

身近な緑の保全・形成〔緑化の推進〕

### 基本目標3 川と緑にふれあうまち

#### 自然環境

吉野川市総合計画における「施策大綱5」に掲げられている『水と緑の環境保全』に基づきました。

吉野川市は、北側には吉野川、南側には四国山地の山々に囲まれており、吉野川や高越山などの豊かな自然に恵まれています。また、農業地帯も発達しており、そこに身近な水と緑の恵みが供与されています。

このような自然や田園を保全していくことは、自然環境の保全のための重要な施策となります。そのためには、「これらの自然」と「身近な生活」との間で調和を図っていくことも、また重要なこととなります。

#### 【基本施策】

- 自然環境の保全
- 田園環境の保全（里地・里山の保全・創造）
- 自然と調和したまちづくり

### 基本目標4 地球環境にやさしいまち

#### 地球環境

吉野川市都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本方針—自然環境保全に関する方針」に掲げられている『低炭素社会への転換』に基づきました。

いろいろな物質は、水、大気、土壌などの形で循環しています。この循環は、吉野川市の中だけでとどまるものではなく、大きくは地球全体とかがわっています。

今、私たちが生活するために、多くのエネルギーを消費し、多くのものを廃棄物やガスなどの形で放出しているのが実態です。これらの資源やエネルギーは限りあるものですから、省資源・省エネルギーを図るとともに、できるだけ廃棄物を出さないようにするため、私たちの生活様式を改めていく必要があります。

このように、私たち一人一人の省資源・省エネルギーや廃棄物低減の努力は、地球温暖化の防止をはじめとする地球環境を保全する対策となります。

#### 【基本施策】

- 地球環境の保全（地球温暖化対策（低炭素社会への転換）
- 循環型社会の形成（ごみの減量・リサイクル、地域の清掃美化）

## 2-2 施策の体系

環境像	基本目標	基本施策		施策
豊かな自然と田園・生活の場が調和する快適なまち 吉野川市	《市民が環境保全の主役となるまち》 主に環境学習・環境保全活動	環境学習の推進		○環境教育の推進 ○環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用に向けた施策推進
		環境保全活動の推進		○活動の支援 ○環境保全活動の推進 ○市民との協働による緑化の推進
		環境情報の発信		○環境情報の収集 ○環境情報の提供・発信・共有
	《ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち》 主に生活・快適環境	生活環境の保全	水環境・土壌環境	○水質調査の実施 ○水質汚濁の発生源（工場・事業所）の監視・指導 ○生活排水浄化対策の推進と機能維持
			大気環境	○大気汚染の監視 ○大気汚染の発生源（工場・事業所）の監視・指導 ○自動車排ガス対策の推進
			騒音・振動	○騒音・振動の発生源（工場・事業所・建設作業）の監視・指導 ○環境騒音調査の実施
			有害化学物質	○有害化学物質に関する情報の把握・提供 ○有害化学物質の排出抑制対策
	身近な緑の保全・形成（緑化の推進）		○地域の特性を踏まえた公園・緑地の整備・活用 ○緑と水のネットワークの形成 ○身近な緑の保全 ○身近な緑の形成 ○市民との協働による緑化の推進	
	《川と緑にふれあうまち》 主に自然環境	自然環境の保全		○自然系土地利用の保全・活用 ○豊かな自然環境の保全・活用 ○生物多様性への配慮 ○河川整備の促進（水辺空間の整備と保全）
		田園環境の保全（里地・里山の保全・創造）		○田園居住系土地利用の保全・活用 ○農地の保全 ○地域農業の推進 ○森林の保全
		自然環境と調和したまちづくり		○豊かな自然景観の保全・活用 ○公園と遊歩道の維持管理 ○観光資源の活用 ○自然環境とのふれあいの場の整備 ○良好な景観の保全
	《地球環境にやさしいまち》 主に地球環境	地球環境の保全	地球温暖化対策（低炭素社会への転換）	○省資源・省エネルギー対策の推進（化石エネルギーへの依存度低減・新エネルギーの導入）・再生可能エネルギーの利用促進 ○都市機能の集約や公共交通の利用促進等 ○市民との協働によるマイバック持参キャンペーンなどの環境にやさしい取組
会循環の環形成社			ごみの減量化・リサイクル	○4Rの推進 Refuse Reduse Reuse Recycle
地域の清掃・美化		○不法投棄の対策 ○環境美化運動の推進		

# 第 4 章

## 環境施策

---

## 基本目標 1

### 市民が環境保全の主役となるまち

#### 1 環境学習の推進

##### 市の取組み

##### ○環境教育の推進

- 水辺環境の生態系・水質調査などの体験することのできる環境学習の場を設けて実施していきます。
- 学校教育の場を活用し、環境教育を推進します。
- 環境教育に活用できる資料を充実させ、学校や自治会に対し情報の提供・発信を行います。
- 生涯学習などの機会を利用して、地域における環境学習を推進します。
- 出前講座の実施に際して、知識とともに体験できるようにするなどの充実を図ります。
- 環境教育・環境学習に必要な資料の提供などの支援を行います。



小学校への出前講座

##### ○環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用に向けた施策推進

- 環境保全活動を担う指導者の育成に取り組みます。

##### 市民の取組み

- 環境に関する講習会や水質調査などへ積極的に参加します。
- 環境問題について関心を持ち、知識を深めるようにします。
- 子供が環境について学んだことを、家庭でも一緒に考えて実践します。

##### 事業者の取組み

- 事業活動と環境問題との関連について、情報を収集するとともに、対応を考えます。
- 従業員への環境講習会などへの参加を支援します。
- 社内での環境に関する取り組みの情報を提供します。
- 事業所内で環境研修会を開催します。
- 地域で実施される環境保全活動や環境講演会などに積極的に参加、協力します。

##### 目標とする指標

	現状	目標
出前講座開催回数	11回（平成26年度）	15回以上

## 2 環境保全活動の推進

### 市の取組み

#### ○活動の支援

- ・事業者による環境保全活動に対して、より積極的にかつ継続できるように必要な情報場を提供します。

#### ○環境保全活動の推進

- ・市民や市民団体による環境保全に係る取組の推進を図ります。
- ・市民からの市や事業者との協働の取り組みの提案を受け、持続可能な環境保全活動の推進を図ります。

#### ○市民との協働による緑化の推進

- ・公園や道路の植樹帯における花の植え替えなどへの市民や地域団体の参加を促進します。

### 市民の取組み

- ・地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- ・環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。
- ・市や事業者に対して、協働の取り組みを提案します。

### 事業者の取組み

- ・地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- ・環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。
- ・事業活動における環境への配慮に関する指針を作成します。
- ・ISO14001などの環境マネジメントシステムに取り組みます。

### 目標とする指標

	現状	目標
環境ボランティア団体数	5 団体（平成 26 年度）	現状を維持する



NPO活動の表彰

### 3 環境情報の発信

#### 市の取組み

##### ○環境情報の収集

- 定期的な環境調査を行い、環境の把握と監視をしていきます。
- 環境に係る情報を収集するとともに、それらの情報を集約・管理する体制を構築します。
- 市民団体や事業者との連携を強化し、環境保全活動などの実施状況を把握します。

##### ○環境情報の提供・発信・共有

- 環境基本計画についての周知を、様々な機会を利用して図ります。
- 環境学習資料の整備・貸し出しをします。また、情報の発信方法として、ホームページや広報の活用などを図っていきます。
- 環境保全条例に基づき、環境に係る調査結果や施策の進捗状況などについて、年次報告書を作成し、公表します。
- 市民団体や事業者などによる環境保全活動などの実施状況を紹介し、新たな活動に結び付けていきます。
- 環境情報に対する、意見の募集や意見交換を行うことにより、より良い情報を提供・発信するように努めます。

**清掃ボランティアのご案内**

江川湧水源周辺  
 集合場所 江川湧水源「いやしの舎」(吉野川医療センター西側)  
 作業日時 11月1日(日) 午前7時～7時30分  
 多津美橋～江川・鴨島公園  
 集合場所 多津美橋あずまや(鴨島第一中学校西側)  
 作業日時 11月1日(日) 午前7時～8時

**問い合わせ**  
 NPO法人江川エコフレンド  
 ☎090(9553)9760

「広報よしのがわ」の活用

#### 市民の取組み

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 身近な環境についての情報に気がついた時には、市や市民団体への情報提供に努めます。

#### 事業者の取組み

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 事業などにより収集・蓄積された環境関連情報の発信に努めます。
- 事業による環境保全に係る事項や製品について、ホームページなどを通して発信します。

#### 目標とする指標

	現状	目標
情報の発信回数	3回	6回

## 基本目標 2

### ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち

#### 1 生活環境の保全

(水環境・土壌環境・大気環境・騒音振動・有害化学物質)

##### 1-1 水環境・土壌環境

###### 市の取組み

###### ○水質調査の実施

- ・吉野川へ流入する河川である川田川、江川、飯尾川、桑村川、学島川、ほたる川及び岩屋谷川における、水質調査を継続して実施し、河川水質の監視を行います。

###### ○水質汚濁の発生源（工場・事業所）の監視・指導

- ・排水処理施設の適切な維持管理を行うように、関係機関と連携し指導と監視を行います。
- ・法令や公害防止協定に基づく工場・事業所等に対する規制、指導、監視を継続していきます。

###### ○生活排水浄化対策の推進と機能維持

- ・計画的な公共下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設）の整備を進めるとともに、接続率の向上を図ります。
- ・地域の実情に応じた汚水処理施設の整備を図ります。
- ・生活排水の適正処理を図っていくため、公共下水道等の計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進・啓発活動、し尿汲み取り及び単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換・啓発活動に努めます。
- ・浄化槽の適正な維持管理のため、広報誌やホームページを活用した周知徹底に努めます。
- ・生活雑排水への夾雑物混入等の抑制を図っていくため、広報誌やホームページを活用した啓発活動に努めます。

#### 浄化槽設置の補助金について

生活排水による水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する際、予算の範囲内で補助金を交付しています。

- 対象となる地域** ①公共下水道事業の認可区域以外の区域  
②農業集落排水事業の事業区域以外の区域
- 補助対象者** 専用住宅または床面積の2分の1以上が住居用建物で浄化槽を設置しようとする方  
※補助金の申請は、環境企画課（本館）で随時受け付けています（ただし、予算の範囲内となります）。  
※申請書は、浄化槽工事予定日1週間前までに提出してください。事前着工している浄化槽は補助の対象になりません。
- 補助金額（平成27年度）**

*くみ取り式および単独槽からの転換			*転換以外の新設		
人	槽	補助金額	人	槽	補助金額
5	人槽	332,000円	5	人槽	165,000円
6	~7人槽	414,000円	6	~7人槽	207,000円
8	~10人槽(*)	548,000円	8	~10人槽(*)	273,000円

※10人槽は、二世帯住宅に限る。

●問い合わせ 市環境企画課 ☎22-2230

#### 浄化槽設置 補助金

###### 市民の取組み

- ・生活排水の適正な処理に努めます。
  - 調理くずや食べ残し対策：三角コーナーへの水切りの設置などを実施します。

- 食用廃油対策：流しに捨てずに使い切るなどの工夫をします。
  - 風呂における対策：残り湯の洗濯、掃除などへの利用を図ります。
  - 浄化槽における対策：浄化槽の適正な維持管理を実施します。
- ・ 公共下水道や農村集落排水施設への接続に努めます。
  - ・ 下水道未整備区域においては、合併浄化槽の導入に努めます。
  - ・ 自宅周辺の水路の清掃など、水質汚濁を防止する活動に積極的に参加します。

#### 事業者の取組み

- ・ 工場・事業所排水を適正に管理します。
- ・ 公共下水道及び農村集落排水施設の供用が開始された場合には、速やかに接続を行い、生活排水について適正な処理に努めます。
- ・ 生活排水による公共用水域への汚濁負荷が低減されるよう、水質の保全に配慮した商品の開発及び製造、その他必要な措置（処理）を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関連する施策への協力を図ります。
- ・ 事業所周辺の水路の清掃など、水質汚濁を防止する活動に積極的に参加します。

## 1-2 大気環境

#### 市の取組み

##### ○大気汚染の監視

- ・ 平成26年3月から測定している大気汚染観測を継続して実施します。

##### ○大気汚染の発生源（工場・事業所）の監視・指導

- ・ 公害防止協定を締結している事業所と連携し、大気汚染の未然防止に努めます。
- ・ 廃棄物処理施設を適正に運転管理し、大気汚染の防止に努めます。

##### ○自動車排ガス対策の推進

- ・ 自動車の適正使用およびエコドライブを推進します。
- ・ 低公害車への転換を図ります。

#### 市民の取組み

- ・ 自動車の購入時には、低公害車を選択します。
- ・ できるだけ、自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車などを利用するよう努めます。
- ・ エコドライブを実践します。

#### 事業者の取組み

- ・ 自動車の購入時には、低公害車を選択します。
- ・ できるだけ、自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車などの利用するよう努めます。
- ・ エコドライブを実践します。

## 1-3 騒音・振動

### 市の取組み

○騒音・振動の発生源（工場・事業所・建設作業）の監視・指導

- ・法令や公害防止協定に基づく工場・事業所等に対する規制、指導、監視を継続していきます。

○環境騒音調査の実施

- ・環境騒音の監視を実施します。

### 市民の取組み

- ・近所に迷惑な騒音を出さないように努めます。

### 事業者の取組み

- ・法令や公害防止協定に基づき、適正な騒音・振動レベルの維持に努めます。

## 1-4 有害化学物質

### 市の取組み

○有害化学物質に関する情報の把握・提供

- ・有害化学物質には、ダイオキシン類、アスベストやPCBなどがあげられます。これらの有害化学物質に関する最新の情報を国、県や研究機関などから入手するとともに、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）を活用して実態把握に努め、その情報を市民や事業者に提供するように努めます。

○有害化学物質の排出抑制対策

- ・廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。
- ・公共施設の建設、整備にあたっては、有害化学物質による健康被害が発生しないように、化学物質の適正な使用と管理に努めます。
- ・公園などの公共施設での農薬の使用を抑制し、農薬の適正な管理に努めます。

### 市民の取組み

- ・野外焼却をしないようにします。
- ・家庭菜園では化学肥料や農薬の使用を極力抑え、自家製の堆肥を積極的に使用します。
- ・有害化学物質を発生する恐れのある製品をできるだけ使わないようにします。
- ・洗剤などの使用にあたっては、化学物質の添加が少ないものを優先して使用します。
- ・低農薬、有機栽培などの農作物を優先的に購入します。

- 新たな有害化学物質について関心を持ち、知識を深めます。

#### 事業者の取組み

- P R T R（化学物質排出移動量届出制度）により、化学物質の管理に努めます。
- 農薬や化学肥料の使用基準を遵守し、最小量の使用に努めます。
- 化学物質についての情報を収集整理し、必要に応じて対策を講じます。
- 有害化学物質の環境負荷の少ない製品、製造法、使用法の開発に努めます。
- 野外焼却をしないようにします。

#### 目標とする指標

	現状	目標
河川水質（BOD） 10箇所最大	2.6mg/L（平成 25 年度）	2.0mg/L
污水处理人口普及率	62.5%（平成 25 年度末）	87.3%
大気汚染物質	（平成 26 年度）	
二酸化窒素	0.006mg/L	環境基準値以下
光化学オキシダント	0.032mg/L	環境基準値以下

## 2 身近な緑の保全・形成 [緑化の推進]

### 市の取組み

○地域の特性を踏まえた公園・緑地の整備・活用

- ・江川・鴨島公園、上桜公園、バンブーパークなどの公園・緑地の整備・活用を地域の特性を踏まえて図ります。
- ・鴨島町一般廃棄物閉鎖最終処分場の「多目的緑地公園」としての整備を図ります。

○緑と水のネットワークの形成

- ・山々の緑や吉野川・江川などの河川の保全を図ります。
- ・高越山などのシンボリックな緑の空間の保全・活用を図ります。
- ・市街地内や幹線道路沿いの街路樹や植樹帯の整備を図ります。

○身近な緑の保全

- ・市内における雑木林や屋敷林、田や畑など暮らしを取り巻く身近な緑の保全・自然保護思想の普及啓発を図ります。

○身近な緑の形成

- ・公共施設や鉄道駅周辺の空間の緑化を図ります。
- ・民有地の緑化支援を行います。

○市民との協働による緑化の推進

- ・公園や道路の植樹帯における花の植え替えなどへの市民や地域団体の参加促進を推進します。

### 市民の取組み

- ・地域の公園などの維持管理に協力します。
- ・自宅の生け垣や敷地内の植栽に努めます。

### 事業者の取組み

- ・地域の街路樹の維持管理に協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化を推進します。
- ・開発事業を行うときには、市や地域住民と協議し、緑地保全に配慮するよう努めます。



鴨島閉鎖処分場



緑化の推進



江川遊水池

## 目標とする指標

	現状	目標
一人当たりの都市公園面積	4.91m <sup>2</sup> (平成 25 年度)	10m <sup>2</sup> (都市公園条例)

## 基本目標3

### 川と緑にふれあうまち

#### 1 自然環境の保全

##### 市の取り組み

##### ○自然系土地利用の保全・活用

- ・森林を積極的に保全していくため、森林の持つ水源涵養や洪水防止機能、多様な生き物の生息・生育地などの多面的機能を把握し、保全するとともに、積極的な活用を図ります。
- ・保全にあたっては、「緑のネットワーク」の形成に配慮します。
- ・吉野川や高越山などの豊かな自然環境を次世代へ継承していきます。
- ・本市のもつ豊かな自然を、市民や来訪者にとっての水や緑と親しむ場としての活用を図ります。

##### ○豊かな自然環境の保全・活用

- ・吉野川や高越山、美郷のホタルなどの豊かな自然の適切な保全・活用を図ります。
- ・吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園などの豊かな自然を感じることでできる空間の保全・活用を図ります。
- ・本市のもつ豊かな自然環境を、観光・交流の資源として活用していきます。



船窪つつじ公園

##### ○生物多様性への配慮

- ・生物多様性に配慮した自然環境保全を図ります。
- ・生物多様性が大切であることを啓発します。
- ・生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある特定外来生物については、飼育、栽培、保管及び運搬の禁止などの流出防止や被害予防に関する情報提供や啓発を行います。



「ぼくのまちわたしのまち吉野川市」  
作品コンクール入賞作品より

##### ○河川整備の促進（水辺空間の整備と保全）

- ・周囲の豊かな自然環境へ配慮しながら河川整備を実施していきます。そのため、多自然工法の採用に努めます。
- ・整備に際しては、生態系を守るため、吉野川とともに市内の河川や水路などとの間での、「水のネットワーク」を確保するようにします。
- ・水と親しめる空間整備をすることにより、良好な水辺空間の形成を図ります。

- 市民の協力も得て、水辺空間の清掃をします。

自然環境の保全

**美郷地区で工事を計画する際は問い合わせてください**

史跡名勝天然記念物に指定されている地域内で工事をする場合には、文化財保護法の規定により現状変更申請が必要です。

吉野川市美郷地区は、国指定天然記念物「美郷のホタルおよびその発生地」として全域が指定されています。ホタルの生育環境に影響を及ぼす可能性があるものについては、現状変更申請が必要となりますので、美郷地区で工事を計画する際には教育委員会生涯学習課（東館3階）までお問い合わせください。

**問い合わせ**  
 生涯学習課  
 ☎ 22-2271

市民の取組み

- 水辺空間の清掃に協力します。
- 水辺や緑の保全に協力します。

事業者の取組み

- 市民による水辺や緑の保全活動を支援します。

目標とする指標

	現状	目標
市や市民団体による自然へのふれあいに関する学習会の回数	環境に関する学習会を市で提供する機会は未実施	年3回

## 2 田園環境の保全（里地・里山の保全・創造）

### 市の取組み

#### ○田園居住系土地利用の保全・活用

- ・居住空間周辺の貴重な緑の空間の保全を図ります。
- ・河川沿いや山間部に分布する集落の、周辺の自然環境や田園環境との共生による豊かな住環境の形成を図ります。

#### ○農地の保全

- ・自然環境への影響を軽減する土地改良事業の促進を図ります。また、関連する情報の提供に努めます。
- ・農地を保全します。

#### ○地域農業の推進

- ・地産地消・旬産旬消の推進を図ります。

#### ○森林の保全

- ・林業の振興（間伐事業など）を図り、森林の保全につなげます。
- ・水資源のかん養等森林の持つ多面的機能の確保に努めます。
- ・杉・檜のみならず広葉樹の植樹及び天然更新を進めるなど植生の多様化に努めます。

### 市民の取組み

- ・農業体験をし、農業への理解を高めます。
- ・地産地消・旬産旬消の推進に協力します。

### 事業者の取組み

- ・農地を適正に維持管理します。

**環境保全型農業直接支払交付金について**

環境に配慮した農業に取り組んでいる農業者団体に対し、支援する制度です。吉野川市では、合成農薬や化学肥料を5割減らした農業に取り組む農業者団体などに、次のとおり支援します。

支援対象農業者 エコファーマー認定者で販売することを目的に農産物の生産を行っている農業者団体など

支援要件 合成農薬や化学肥料の5割以上の低減と、国の定める環境保全効果が高い取り組みを合わせて行っていること

補助金額 10aあたり最大1万6000円

※取り組み内容によって異なる

申込締切 8月31日(月)

問い合わせ・申し込み  
市農地林業課  
☎22-22228

### 環境保全型農業への交付金

**。。。 木造住宅新築補助事業 。。。**

吉野川市では、木材需要の拡大と定住促進を図るため、市内に木造住宅を新築する方を対象に、市有林材（丸太および角材）の支給事業を行っています。

**主な条件**

- ・吉野川市内に住所を有し、または市内に転入を予定していること。
- ・自らの居住を目的に、木造軸組の住宅を新築するものであること。
- ・木造住宅の木材使用量の60%以上が市有林材と市内加工材であること。
- ・住宅の建築に関する建築業者または設計業者のいずれかが、吉野川市内の業者であること。

※店舗併用住宅など、その他条件についてはお問い合わせください。

**支給量**（丸太か角材のどちらかを選んでいただきます）

原木（杉・ヒノキの丸太）	正角材（約12cm×12cm×3m）
・延べ床面積の3.3㎡（1坪）あたり0.7㎡ 【例】延べ床面積132㎡（40坪）の住宅 $132\text{㎡} \div 3.3\text{㎡} \times 0.7\text{㎡} = 28.0\text{㎡}$ ← 支給量 ※支給量の上限は35㎡	・延べ床面積の3.3㎡（1坪）あたり2.5本 【例】延べ床面積132㎡（40坪）の住宅 $132\text{㎡} \div 3.3\text{㎡} \times 2.5\text{本} = 100\text{本}$ ← 支給量 ※支給量の上限は125本

**必要書類** 吉野川市木造住宅新築補助事業支給申請書と関係書類  
 ※詳しくは農地林業課（東館1階）までお問い合わせください。

●問い合わせ・申し込み 市農地林業課 ☎22-2223

### 林業の振興



レクリエーション農園（森藤地域）

## 目標とする指標

	現状	目標
耕地面積	1,703ha 耕面統計（平成 25 年 7 月 15 日抽出調査）	現状維持
林野面積	7,903ha 2010 年世界農林業センサス	現状維持



グループでの山林の保全活動

### 3 自然と調和したまちづくり

#### 市の取組み

##### ○豊かな自然景観の保全・活用

- ・吉野川や高越山などの豊かな自然は、優れた景観資源であるとの認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることでできる景観形成を図ります。

##### ○公園と遊歩道の維持管理

- ・公園や遊歩道の維持管理に努めます。

##### ○観光資源の活用

- ・本市の自然景観や集客施設について、観光の観点から資源を整理し、その活用を図っていきます。

##### ○自然環境とのふれあいの場の整備

- ・自然環境と触れ合う場を大切にし、その整備を図ります。

##### ○良好な景観の保全

- ・公共施設の建設にあたっては、周辺の景観との調和に配慮します。

- ・事業者の野外広告に対して、周辺景観への配慮を求め、周辺環境への配慮を指導します。

#### 市民の取組み

- ・地域の自然に関心を持ちます。
- ・環境調査や観察会に参加します。
- ・建築物を建てるときは周辺景観との調和に配慮します。

#### 事業者の取組み

- ・開発事業や建築物を建てる時は周辺景観との調和に配慮します。
- ・野外広告物が周辺景観を損なわないように配慮します。

#### 目標とする指標

	現状	目標
一人当たりの都市公園面積	4.91m <sup>2</sup> (平成 25 年度)	10m <sup>2</sup> (都市公園条例)



美郷ほたるまつり

**第7回高開石積み  
シバザクラまつり**

期間 4月1日(水)～4月26日(日)  
石積み・シバザクラ花見ウオーク  
とき 4月8日(水)・11日(土)・19日(日)

ところ 美郷ほたる館集合

参加料 500円 午前10時出発

持参物 弁当、水筒、おやつ、タオル、つえ など

※シバザクラ会場内では、美郷の特産品PR・販売などを行います。

※会場内は狭いため、大変混雑が予想されますので、気をつけてお越しください。

問い合わせ  
美郷ほたる館  
☎ 43-2888

シバザクラまつり



鴨島大菊人形

## 基本目標 4

### 地球環境にやさしいまち

#### 1 地球環境の保全（地球温暖化対策（低炭素社会への転換））

##### 市の取組み

○省資源・省エネルギー対策の推進（化石エネルギーへの依存度低減・新エネルギーの導入）・再生可能エネルギーの利用促進

- ・LED照明の普及を図るとともに、公共施設、防犯灯、街路灯への導入を進めます。
- ・環境家計簿（温室効果ガスの排出量が簡便に計算できるもの）の普及促進を図ります。
- ・設備の設置・更新時には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・クールビズやウォームビズを取り入れ、オフィスの空調機器の適正管理に努めます。
- ・省エネルギー診断などを活用して、公共施設での省エネルギー化を図ります。
- ・自動車の適正使用およびエコドライブを推進します。
- ・低公害車への転換を図ります。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。「ふるさとセンター」「交流センター」「山川体育館」「文化研修センター」への太陽光パネル、蓄電池システム、省電力長寿命照明の設置を進めます。

吉野川市公共施設の  
節電対策について

吉野川市役所および市が管理する公共施設などにおいて、会議室の冷房設定温度を28度とすることや、照明の使用を必要最小限とすることなどの節電対策を行っていますので、ご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ  
市総務課 管財係 ☎22-2231

公共施設の節電対策

○都市機能の集約や公共交通の利用促進等

- ・人口の減少が進む中で、「コンパクトシティー」化を図り、移動量の削減に努めます。
- ・公共交通の利用促進を図ります。

○市民との協働によるマイバック持参キャンペーンなどの環境にやさしい取組

- ・レジ袋の削減を図るため、買い物の際のマイバック持参率60%を目指し、とくしま環境県民会議・徳島県・かもしま駅前まちづくり会議・その他団体及び協力店舗とともに、市民が身近に取り組める行動として、「マイバック持参・レジ袋削減運動」を推進します。



LED街路灯

##### 市民の取組み

- ・環境家計簿を記録し、家庭からの二酸化炭素の排出量の削減に取り組みます。

- 住宅の新築改築に際して、太陽光発電や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用に努めます。
- 家電製品の購入・更新時には、省エネ効果の高い製品を選択します。[冷蔵庫、エアコン、照明機器など]
- 長時間使用しない電気製品は、主電源を切り、待機時消費電力の削減を図ります。

エコで涼しい  
緑のカーテンをつくる

5月18日、川島こども園において、川島老人クラブ連合会15人、更生保護女性会6人の協力のもと、ゴーヤーの植え付け作業がありました。

これは、川島老人クラブ連合会の他団体との連携事業の取り組みの一環で、エコで涼しい園生活と、作物の成長ぶりを園児に楽しんでもらいたいとの思いで実施したものです。

園児たちは、用意していた土をプランターに入れて、ゴーヤーの苗を植え付け、最後に水やりをしました。そして、まだ小さなゴーヤーに、大きく育つようにとの思いを込めて、声をそろえて「大きくなあれ！」と元気良く声を掛けていました。



水やりもしました

#### 市民によるエコ活動

#### 事業者の取組み

- ISO14001などの環境マネジメントシステムを導入し、事業活動からの二酸化炭素排出量削減に努めます。
- クールビズやウォームビズを取り入れ、オフィスの空調機器の適正管理に努めます。
- 設備の設置・更新時には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- 建物を建設・更新する際は、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの導入やヒートポンプや燃料電池などの導入に努めます。
- 施設からの排熱などの未利用エネルギーの有効活用を図ります。
- 省エネルギー診断などを活用して、事業活動の省エネルギー化を図ります。

#### 目標とする指標

	現状	目標
公共施設への再生可能エネルギーの導入	1箇所	新規4箇所

## 2 循環型社会の形成（ごみの減量・リサイクル、地域の清掃美化）

### 2-1 ごみの減量化・リサイクル

#### 市の取り組み

#### ○4Rの推進

・吉野川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生と排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化を推進し、循環型社会の構築を目指します。

・循環型社会を目指し、以下の優先順位に基づいて施策を推進します。

- ① Refuse（購入拒否）
- ② Reduce（排出抑制）
- ③ Reuse（再使用）
- ④ Recycle（再生利用）

#### ○Refuse（物を購入する際に、ごみとなるものを拒否する取り組み）

・レジ袋の削減を図るため、買い物の際のマイバック持参率60%を目指し、とくしま環境県民会議・徳島県・かもしま駅前まちづくり会議・その他団体及び協力店舗とともに、市民が身近に取り組める行動として、「マイバック持参・レジ袋削減運動」を推進します。

・ごみの減量化の一つの手段として、レジ袋や紙袋の削減を図るため、風呂敷の利用を促進します。

・ごみの発生抑制を推進するにあたり、ライフスタイルを見直すことにより市民一人一人がごみ問題に関心を持ち、環境への負荷の少ない製品やサービスを選択し、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集に対し、さらなる協力を行うことが必要です。そのため、普及啓発、各種情報提供及び環境教育に努めます。

・食品の買いすぎ、賞味期限後の廃棄による生ごみの発生を抑制するため、エコクッキングの出前講座などの普及啓発を図っていきます。

**(1) 段ボールコンポスト**  
夏場は、水を多く含んだ生ごみが多くなります。毎日生ごみを処理したいけど、ごみ収集は週2回。そんな時に、段ボールコンポストが活躍します！  
段ボールコンポストは、マンションやアパートのベランダでも簡単にできます。段ボールコンポストの素材「ビートくん」は環境省認定「本産土産」または各自治体（日産・山形・長崎）などで無料配布しています。生ごみを入れて出来上がった堆肥は非常に栄養価が高いです。これを利用してプランターで自家製野菜を栽培すれば、あなたも循環型生活の実践者です！

**(2) 水切りダイエット**  
段ボールコンポストは「少し湿るくらい」と思われる方に最適なのが、水切りダイエットです。水切りダイエットとは、腐敗や悪臭の原因となる水分を減らすことによって生ごみ特有の臭いが減り、その分だけごみの減量化につながります。

**(3) 食品ロスを減らす**  
生ごみのうち、まだ食べられずに捨ててしまうもの「食品ロス」が1-2割程度あるといわれています。夏場は食品が傷みやすく、食品ロスが増加する傾向があります。生ごみをできるだけ出さない生活を心がけましょう。

④ 食材を「買いすぎない」 賞味期限を覚えて買い物を心がけましょう。  
④ 食材を「使い切る」 ちょっとした工夫で調理中への発生を減らしましょう。  
④ 料理を「作りすぎない」 作りすぎは、食べ残しにつながります。  
④ 料理を「食べ残さない」 食への理解を深め、食べ残しを減らしましょう。

**犬のふんは飼いが持ち帰らしましょう！**  
犬と散歩するときは、必ずふんを始末する用具を持ちましょう！

●問い合わせ 市環境企画課 ☎22-2230

生ごみ対策

#### ○Reduce（ごみをできるだけ出さないための取り組み）

・可燃ごみのやく50%を占めている水分を減量化することにより、ごみの減量化、ごみ収集の効率化及び溶融処理における処理効率の向上が図られます。そのため、広報等を通じた、含水率の高い生ごみの水切りの徹底についての啓発や「夏の生ごみ水切り大作戦」を推進していきます。

・生ごみの水切り器具とネットの配布による、ごみの減量化を推進します。

- ・家庭から排出される生ごみから良質な堆肥を作り、地域の花壇や菜園等でしようするなど、地域における生ごみの堆肥化に向け、電動生ごみ処理機やコンポスター等や市民が気楽に取り組める段ボールコンポスターについて普及啓発を図っていきます。

#### OReuse（使えるものを繰り返し使用する取り組み）

- ・ごみの発生抑制に寄与し、リサイクルより環境負荷の小さいリターナブル容器の利用促進を図っていきます。

#### ORecycle（修理・再生を図ることで製品の寿命を延ばし、使用する取り組み）

- ・家庭から排出される雑古紙類（雑がみ）について分別促進を図ることで、雑古紙類（雑がみ）のリサイクルの促進を図ります。
- ・紙パックや白色トレイについては、量販店の店頭回収ボックスの利用を推奨することにより、事業者独自の再資源化ルートによるリサイクルの推進を図っていきます。そのため、これらに協力している店舗についての紹介を行っていきます。
- ・平成12年5月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)を推進します。グリーン購入の促進を図り、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めます。さらに、市民、事業者に対し、グリーン購入に関する情報提供を行うことで、グリーン購入法の推進を図っていきます。
- ・粗大ごみの減量化を目的に、過程にある不用品の交換または再利用を図るため、家庭内の不用品についてフリーマーケット等の情報を提供します。

**資源化ごみモデル集積所に持ち込みできる品目が10月1日から変わります**

持ち込める資源ゴミ

- ペットボトル
- びん類
- 紙類
- 新聞・雑誌
- ダンボール

資源化ごみモデル集積所は、収集日に受け取ったり、たまってしまった資源ごみ（缶類・びん類・紙類）などの再資源化が可能な資源ごみもいつでも持ち込みできたりする、便利な集積所です。

しかし燃焼、ルールを無視し、収集していないごみが持ち込まれ、モデル集積所内の周辺に二次汚染しています。そのため、10月から持ち込みできる資源ごみを缶類・びん類、ペットボトル、新聞、雑誌（雑がみ）、ダンボールとします。

**× 持ち込みできないもの**

- × 小型家電
- × 衣類
- × 金属類
- × 粗大ごみ
- × もやせるごみ
- × もやせないごみ

**持ち込みできるもの**

- ペットボトル・缶・びん → 袋から出して、指定されているコンテナに入れてください。
- 新聞・雑誌（雑がみ）・ダンボール → 持ち運びしやすいように、紙むきしぼって置いてください。

**資源化ごみモデル集積所設置場所**

精華町：善美地区（キユーエッセイセブ福寿山より2500m、JR福寿山）  
 西麻植地区（西麻植公民館前駅南側）  
 牛島地区（東芝屋内作業車庫跡地下、JR福寿山）  
 川島町：川島地区（善寺公民館前駅南側）  
 宇治地区（宇治公民館前駅南側）  
 山崎町：川田地区（山崎町福祉センター北駅南側）  
 山崎地区（山崎公民館北側）  
 櫻谷地区（櫻谷公民館前）  
 美郷・美郷地区（日輪駅西側駅前南側）

※小型家電、衣類、金属類などのもやせにくいものは、収集カレンダーで決められた日に今までもり出してください。収集カレンダー・ごみ分別ガイドブックは、市民課（本館1階）、集積所（本館2階）および物支所（山崎・山田・美郷）に備え付けていますので、ご活用ください。

●問い合わせ 市運転管理センター ☎25-2111

#### 資源化ごみ回収

- ・ごみの減量化を目的に、過程にある不用品の交換または再利用を図るため、家庭内の不用品についての情報を提供する「吉野川市リサイクル情報交換掲示板」を活用したリサイクルを推進します。
- ・「夏休み雑紙分別大作戦」を市内全校で実施し、親子で参加していただき、「子供から親への意識啓発」に取り組めます。

#### 市民の取り組み

- ・買い物の際には、マイバックを持参するとともに、不用になるものを買わない。また、過剰包装を断るなどにより、ごみとなるものを家庭に持ち帰らないように努めます。
- ・リターナブル容器を積極的に利用していきます。
- ・エコマークなどを参考に、環境に配慮した製品やサービスを選びます。
- ・ごみの分別収集に協力します。
- ・家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみを減らすとともに、堆肥化などによるごみの減量化に努めます。

## 事業者の取組み

- ・事務用品については、グリーン商品（再生品）の使用に努めます。
- ・環境に配慮した製品やサービスを積極的に開発、製造、販売します。
- ・スーパーマーケットなどにおいては、食品トレーなどの資源ごみの回収運動に協力します。
- ・廃棄物の処理委託にあたっては、許可を受けた処理業者に委託するとともに、産業廃棄物についてはマニフェストにより最終処分まで責任を持って管理します。
- ・本市が実施する排出抑制・再資源化施策を理解・協力するとともに、本市が啓発する「ごみ排出ルール」を遵守します。

## 2-2 地域の清掃・美化

### 市の取組み

#### ○不法投棄の対策

- ・不法投棄を防止するために、啓発活動を行うとともに、適切なパトロールを実施することにより、不法投棄の防止に努めます。
- ・市民と行政が一体となった体制で監視し、地域住民からの通報の呼びかけを強化することで不法投棄の早期発見、未然防止を図っていきます。

**不法投棄は大変な犯罪です!**

不法投棄とはその言葉の意味するとおり、道法に物を捨てる行為であり、道路への空缶などのポイ捨てから、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースがありますが、罪は非常に重く、罰則は以下のとおりです。

**ごみや不要なものを不法投棄すると、罰則（個人の場合は、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方、法人の場合は最高3億円の罰金）が課せられます。**

自分の土地だったら不法投棄にならないと思っている方もいるようですが、他人の土地でも自分の土地でも、ごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。皆さんの手で豊かな自然を守っていきましょう!

ごみの投棄は、量の大小ではなくモラルの問題です。吉野川市でも啓発に努めていますが、なかなか不法投棄は減らず、本当に困っている現状です。もし、悪質な不法投棄をしている現場を見かけたら、環境企画課（本館2階）または、阿波吉野川警察署（☎25-6110）までご連絡ください。

#### 不法投棄対策

#### ○環境美化運動の推進

- ・道路等の清掃を図るとともに、住民と協働して清掃活動の活性化を図ります。
- ・県のOURロードアドプト事業に関する覚え書きに基づき、環境美化に努めます。
- ・吉野川市ポイ捨て等防止に関する条例および吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例により、ポイ捨てや犬のふん害を防止します。

### 市民の取組み

- ・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- ・不法投棄を発見した場合には、市への連絡を行います。
- ・自宅周辺や道路などの清掃に協力をしていきます。
- ・犬の散歩時には、ふんは持ち帰り適切に処理します。

**「レッツ・クリーン」環境美化**

「レッツ・クリーン」環境美化統一実施日の5月10日、市内全域で、たくさんの市民の皆さんや団体・事業所の方にご参加いただき、市内の大掃除を行いました。

参加者は公園や駅などの公施設や道路、河川敷などで、空き缶、空き瓶、ペットボトルなどのポイ捨てごみを収集し、自分たちの住むまちをきれいにしました。

121団体、約3600人で、2トントンプッカー10台分で、

たくさんのごみを集めました

のごみを集めました。また、5月3日からの「レッツ・クリーン期間」にも、多くの団体・事業者の方に参加していただき、ありがとうございました。



#### 「レッツ・クリーン」環境美化

す。

- 所有地における雑草などの適正管理などに努めます。

#### 事業者の取組み

- 事業所周辺や道路などの清掃に協力をしていきます。
- 所有地における雑草などの適正管理などに努めます。
- 法令を遵守し、産業廃棄物の適正な管理をします。

#### 目標とする指標

	現状	目標
不法投棄の発見件数	16件	8件
清掃美化運動参加者数	3600人	4000人
1人1日当たりの生活系ごみの排出量	648g（平成25年度）	600g以内
ごみのリサイクル率	17.7%（平成25年度）	20%



# 第5章

## 計画の推進

---

# 1 計画の推進体制

## (1) 市民・事業者との協働（環境保全活動）

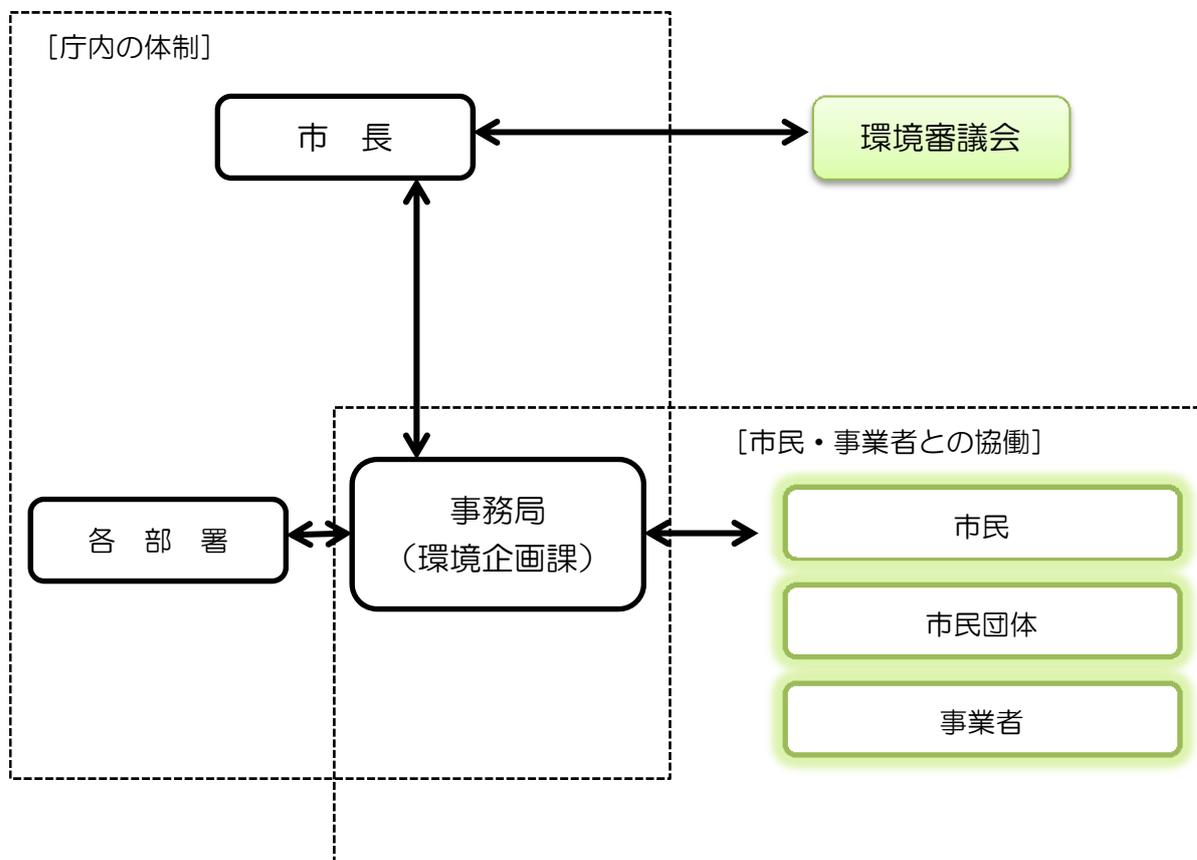
理想とする環境像と取り組みの目標を実現していくためには、個々の取り組みを着実に進めていくことが重要です。その上で、個々の主体だけでなく、市民・事業者・市が目標を共有して、お互いのできることを尊重し、協働していくことが、取り組みを実現していくためには大切なこととなります。

## (2) 庁内の体制

環境企画課を事務局として、各部署との調整・連携のもと、本計画を推進していきます。市としての環境保全に係る施策を推進し、市民・事業者との連携して協働事業を行います。

## (3) 環境審議会

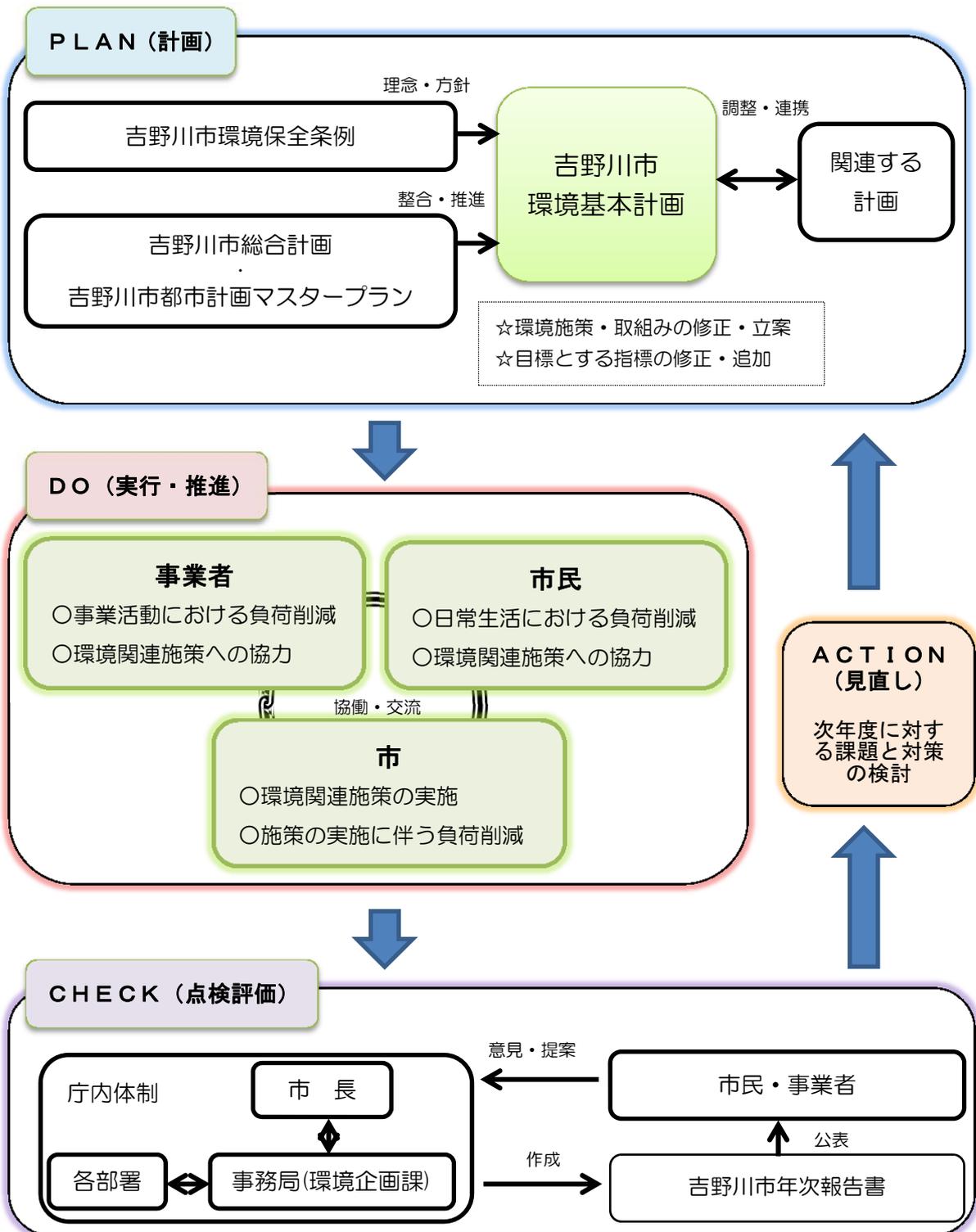
環境審議会は、学識経験者、市民代表、事業者代表、市議会関係者および関係行政機関職員により構成され、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他市の区域における環境の保全に関する基本的事項及び良好な環境の確保に関する重要な事項を調査審議し、答申する役割を担っています。



## 2 計画の進行管理（計画推進のためのしくみ）

この計画を、持続可能な実効性のあるものとし、円滑に効果的に進めていくためには、その進捗状況や成果を点検・評価し、計画を進行管理する仕組みが必要です。

この計画の進行管理にあたっては、以下のようにPDCAサイクルに基づき、継続的な取組が推進される仕組みづくりを行います。このサイクルは、1年を単位とし、進捗状況や社会情勢の変化に対応するために、中間年の5年を目途に計画の見直しを行います。



計画の進行にあたって、ポイントとなる点を以下に示します。

計画進行にあたってのポイント	留意点	タイミング・方法
環境基本計画の周知	市民・事業者・市の協働・交流が重要となる	計画策定後、適宜実施 広報、ホームページの活用
他の計画との調整	矛盾を生じないように調整する	計画策定時実施
年次報告書の作成と公表	進行状況を定期的に公表し、改善を図る基礎資料とする	計画策定後、毎年定期的に実施
計画の見直し	目標に対して、現実性も考慮し、より身近な計画とする	5年：中間的な見直し 10年：第二次計画作成

# 參考資料

---

## 1 策定経緯

平成27年	7月15日	吉野川市環境基本計画策定のための基礎調査 (～9月15日)
	8月14日	吉野川市環境基本計画のためのアンケート調査 (市民・事業者) (～9月7日)
	11月15日	吉野川環境基本計画素案作成
	11月16日	吉野川市環境基本計画(案)への意見募集 (パブリックコメント期間 12月1日～1月8日)
平成28年		環境審議会 ・吉野川市環境基本計画(案)について
		吉野川市環境基本計画の策定

## 2 策定体制

- (1) 市議会正副議長及び市議会各常任委員長
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表(4人以上とする。)
- (4) 事業者代表(4人以上とする。)
- (5) 関係行政機関職員

### 3 目標とする指標一覧

環境像	基本目標	基本施策		目標とする指標			
				項目	現状	目標	
豊かな自然と田園・生活の場が調和する快適なまち 吉野川市	《市民が環境保全の主役となるまち》 主に環境学習・環境保全活動	環境学習の推進		出前講座開催回数	11回 (平成26年度)	15回以上	
		環境保全活動の推進		環境ボランティア団体数	5団体 (平成26年度)	現状を維持する	
		環境情報の発信		情報の発信回数	3回	6回	
	《ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち》 主に生活・快適環境	生活環境の保全	水環境・土壌環境	河川水質（BOD） 10箇所最大	2.6mg/L (平成25年度)	2.0mg/L	
				汚水処理人口普及率	62.5% (平成25年度)	87.3%	
			大気環境	大気汚染物質 二酸化窒素 光化学オキシダント	0.006mg/L 0.032mg/L	環境基準値以下 環境基準値以下	
		身近な緑の保全・形成 (緑化の推進)		1人当たりの都市公園面積	4.91m <sup>2</sup> (平成25年度)	10m <sup>2</sup>	
	《川と緑にふれあうまち》 主に自然環境	自然環境の保全		市や市民団体による自然へのふれあいに関する学習会の回数	環境に関する学習会を市で提供する機会 は未実施	年3回	
		田園環境の保全 (里地・里山の保全・創造)		耕地面積 林野面積	1703ha 7903ha	現状維持	
		自然環境と調和したまちづくり		1人当たりの都市公園面積	4.91m <sup>2</sup> (平成25年度)	10m <sup>2</sup>	
	《地球環境にやさしいまち》 主に地球環境	地球環境の保全	地球温暖化対策 (低炭素社会への転換)		公共施設への再生可能エネルギーの導入	1箇所	新規4箇所
			循環型社会の形成	ごみの減量化・リサイクル		1人1日当たりの生活系ごみの排出量	648g (平成25年度)
				ごみのリサイクル率	17.7% (平成25年度)	20%	
				不法投棄の発見件数	16件	8件	
			清掃美化運動参加者数	3600人	4000人		

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来の市民が、安全で快適な生活を営むため、生活環境及び自然環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる生活環境及び自然環境をいう。

(2) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に関係のある財産並びに人の生活に関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物の環境をいう。

(4) あき地 宅地又は宅地見込みの土地、その他規則で定める土地で、現に人が使用していないもの(原材料置場に利用されている場合を含む。)をいう。

(5) 開発事業 土地の区画形質の変更を行う事業(行為を含む。)をいう。

(6) かけ 地表面が水平面に 30 度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけは一体のものともみなす。

(7) 所有者等 所有者、占有者又は管理者(占有者がいない場合に限る。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民の良好な環境が確保されるよう推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

4 環境の保全は、市、事業者及び市民の協働により推進されなければならない。

第 2 節 市の責務

(市民意識の啓発)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民が良好な環境の確保に関する意識を高め、良好な環境の確保に資することができるよう知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

### 第3節 事業者の責務

#### (基本的責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

#### (最大努力義務)

第6条 事業者は、法令及びこの条例の規定に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため最大限に努力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動により良好な環境の侵害にかかる紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

#### (良好な環境の確保に関する協定)

第7条 事業者は、市長が良好な環境の確保に関する協定の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、良好な環境の確保に関する協定を締結したときは、誠実にこれを履行しなければならない。

### 第4節 市民の責務

#### (基本的責務)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する意識を高めるとともに、市長その他の行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本施策

### (環境基本計画)

第9条 市長は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の区域における環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、良好な環境の確保のためにこれを実施するとともに、その実施について、事業者及び市民に対して助言、指導等必要な措置を行うものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、吉野川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合等)

第 10 条 市長は、環境基本計画に基づく施策の実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、関係行政機関と連携し総合的な行政の運営を図らなければならない。

(年次報告書)

第 11 条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情の処理)

第 12 条 市長は、良好な環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。

(都市施設の整備)

第 13 条 市長は、良好な環境を確保するため都市施設(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 5 項に規定する都市施設をいう。)の整備に努めなければならない。

### 第 3 章 生活環境の保全

#### 第 1 節 あき地の管理

(あき地の管理基準)

第 14 条 市長は、あき地について良好な環境を保持するため必要な事項(基準)を定めなければならない。

2 あき地の所有者等は、前項の基準に基づき当該あき地が管理不良の状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第 15 条 市長は、あき地が管理不良の状態にあると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、管理不良の状態の除去又はその防止について指導し、勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、管理不良の状態の除去又はその防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(除草等の実施)

第 16 条 市長は、所有者等の申請により、良好な環境を確保する必要があると認めるときは、当該あき地の雑草等の除去を行うことができる。この場合において、当該除去に要した費用は、当該所有者等の負担とする。

#### 第 2 節 開発事業の規制

(開発事業等の規制)

第 17 条 市長は、開発事業その他これに類する行為が良好な環境を侵害するおそれのあるときは、これらの行為の規制等必要な措置を講じなければならない。

(開発の基準)

第 18 条 市長は、開発事業について良好な地域環境を保全するため必要な事項(基準)を定めなければならない。

2 開発事業を施行する者は、前項の基準の達成に努めるとともに、市長その他の関係行政機関の施策に協力しなければならない。

(開発事業の承認等)

第 19 条 次に掲げる開発事業をしようとする者は、あらかじめその事業内容を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 切土であって当該切土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が 0.1 ヘクタールを超えるもの

(2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が 0.1 ヘクタールを超えるもの

(3) 切土と盛土とを同時にする場合において、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートル以上のがけを生ずることとなるもの又は当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が 0.1 ヘクタールを超えるもの

(4) 前 3 号に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が 0.3 ヘクタールを超えるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか都市計画法第 29 条の規定による許可を受けようとするもの

2 市長は、前項の承認を受けず、又は承認の内容に違反し開発事業を行った者に対し期限を定めて当該開発事業の停止、原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(適用の除外)

第 20 条 次に該当する開発事業については、前条の規定は適用しない。

(1) 災害時に応急に行うもの

(2) 国、地方公共団体、公社又は公団その他規則で定める団体が行うもの

(3) 法令の規定により許可、認可又は国、県の承認等を受けて行うもののうち、規則で定めるもの

## 第 4 章 自然環境の保全

(自然環境の保全)

第 21 条 市長は、緑化の推進その他自然環境の保護育成のため、必要な措置を講じなければならない。

(公共施設の緑化)

第 22 条 市長は、緑化の推進を図るため、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木等の植栽に努めなければならない。

(土地所有者等の義務)

第 23 条 土地の所有者等は、自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、その土地に樹木等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(空閑地の植栽)

第 24 条 市長は、市街化区域における空閑地(現に使用されていない土地をいう。以下同じ。)で緑化の必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、空閑地の一部又は全部に樹木等を植栽するよう要請することができる。

(技術援助等)

第 25 条 市長は、前条に規定する者の緑化を援助するため、技術的援助、苗木(種子を含む。)のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 5 章 吉野川市環境審議会

(設置)

第 26 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として吉野川市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 27 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他市の区域における環境の保全に関する基本的事項及び良好な環境の確保に関する重要な事項を調査審議し、答申するものとする。

(審議会の意見聴取)

第 28 条 市長は、次に掲げる事項を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。これを改定する場合も、同様とする。

- (1) 第 14 条に規定する基準
- (2) 第 18 条に規定する基準
- (3) この条例の規定する規制又は適用除外する範囲
- (4) 良好な環境の確保に関し規則で定めた重要事項

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会正副議長及び市議会各常任委員長
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表(4 人以上とする。)
- (4) 事業者代表(4 人以上とする。)
- (5) 関係行政機関職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 1 号の委員の任期は、その在職する期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠者の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、第 2 項第 2 号又は第 5 号に掲げる者その他審議会に相当と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第32条 会長は、諮問された事項の審議について必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境企画課において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第6章 雑則

(報告)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を侵害するおそれのある者に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、前項に規定する報告をしなければならない者が当該報告を怠っているときは、その者に対し、期限を定めて必要な報告をするよう命ずることができる。

(公表)

第36条 市長は、この条例の規定に違反して良好な環境を侵害している者について市民に公表することができる。

(立入検査等)

第37条 市長は、良好な環境の確保に必要な限度において、その職員に第19条の規定により承認を受けた者若しくは承認を受けず、若しくは承認の内容に違反した者の当該土地若しくは建物内に立ち入り、第19条に掲げる行為の実施状況を検査し、若しくはこれらの行為の環境に及ぼす影響を調査し、又は関係者に必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第39条 第19条第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第 40 条 第 19 条第 1 項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 第 37 条第 1 項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 20 条から第 22 条までの規定は、鴨島町の区域に限り適用する。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町環境保全条例(昭和 52 年鴨島町条例第 1 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、合併前の条例の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吉野川市環境保全条例第 11 条の規定は、同条例第 9 条の規定に基づく環境基本計画が策定された日の属する年度の末日までの間は、適用しない。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 吉野川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年吉野川市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 環境保全審議会委員の項の項名を「環境審議会委員」に改める。

## ア行

アイドリング：自動車のエンジンを負荷をかけずに低速で空回りさせること。

アイドリングストップ：駐停車や信号待ちなどの間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減を図ること。

アドプト制度：1985年にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味で、自治体が管理する公園、道路、河川等の公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」になってもらうボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的な美化活動を行う制度。

アドプトプログラム：市民に協力を呼びかけ、市民グループや企業から賛同を得て清掃活動を行う。

(徳島県) OURロードアドプト事業：徳島県内の県道を清掃する事業。

一般廃棄物：廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(いわゆるオフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

エコ：エコロジーの略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方。

エコドライブ(エコ運転)：自動車等から排出される二酸化炭素の量を極力少なく抑え、環境に配慮した自動車の使い方を実践且つ継続することです。

エコマーク：様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。公益財団法人日本環境協会が実施しています。

NPO：「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人格を取得した「特定非営利活動法人」を「NPO法人」といいます。

NPO法人：市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

オゾン層：地上から10~50kmの高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護しています。また成層圏オゾンは、成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっています。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

温室効果ガス：大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる動きがあるガスのことです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン等、6種類の物質が規定されています。

## 力行

化石燃料：化石燃料とは、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、石炭、石油、天然ガスなどがあります。

家電リサイクル法：家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境家計簿：日常の生活で消費するエネルギーや缶、ペットボトルを二酸化炭素の量に置き換えて計算する、環境負荷の管理表である。

環境基準：環境基本法第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境基本法：それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

環境負荷：人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

環境保全型農業：農薬や肥料の適正な使用の確保、麦わらや家畜排泄物等の有効利用による土づくり等によって、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産様式のことであり、有機農業もその一つです。一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり

等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。有機農業や自然農法、代替農業、低投入持続型農業などが含まれるが、化学資材の使用はまったく認めない無農薬・無化学肥料栽培という最も厳格な立場から、多少の使用は認めるという減農薬・減化学肥料という立場まで幅がある。

環境ホルモン：生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称のことで、例としてダイオキシン等が挙げられます。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。

環境マネジメントシステム（環境管理システム）：環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。1992年の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、1996年9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」等が定められた。環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営（体制整備、従業員の訓練、文書管理等）、(4)点検・是正（記録、環境マネジメントシステムの監査等）、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的とする。

協働：市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいいます。

グリーン購入・グリーン商品：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

健康項目：公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる強い紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾンを主成分として、アルデヒド類等、酸化性物質の混合物となります。これらを総称してオキシダントと呼びます。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすく、目をチカチカさせたり（粘膜への刺激）、胸苦しくさせたり（呼吸器への影響）等、人に対する影響のほか、農作物等の植物に影響を与えます。日本の大気環境基準は、1時間値が0.06ppm以下となっています。0.12ppm（1時間値）が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ注意報が発令されます。

広報・広聴：広報は、市の取組を市民の皆さんに広く知っていただくための情報提供活動のことです。広聴とは、市政に対する要望、苦情、意見等を広くお聴きし、市政に反映させていくための取組です。

コミュニティ：居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

コンパクトシティ：都市の中心部に行政、商業、住宅などさまざまな都市機能を集中させた形態、またはその計画

## サ行

再生可能エネルギー：エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称をいいます。具体的には、太陽光、太陽熱、水力（中小及び大規模）、風力、地熱、雪氷熱、温度差、バイオマス及び波力・海洋温度差熱等をエネルギー源として利用することをいいます。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されています。

里山：人里と奥山との中間に位置し、人との関わりを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成されており、さまざまな生物のすみかになっています。

COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物質等が過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことです。数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどCODが高い。

J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等、さまざまな用途に活用できます。なお、国の制度に準拠していると認められた場合に承認される「地域版J-クレジット制度」として「徳島県版J-クレジット制度」もスタートしています。

小水力（発電）：厳密な定義はありませんが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多く、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともあります。

循環型社会：日々の活動において再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへア行と変換していくシステムを持つ経済社会のことをいいます。

新エネルギー：再生可能エネルギーに含まれるもので、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電や風力発電、バイオマス等、10種類が指定されて

います。新エネルギーの多くは純国産エネルギーで、資源の乏しい日本にとって、その技術開発の推進には大きな価値があります。

3R（サンアール）：「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制), リユース(reuse 再使用), リサイクル(recycle 再生利用・再資源化)の頭文字をとった言葉のことです。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方です。資源の有効利用, 環境保全の施策の基本となっています。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分と定めている。3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

生物多様性：ひとことでいえば生きものたちの豊かな個性とのつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

生物多様性国家戦略2012-2020：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国家戦略をまとめたものです。この戦略では、2020年までの重点施策として「5つの基本戦略」が設定されており、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、目標年次を含めた13の国別指標等を設定するとともに、今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載しています。

自然公園：すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

循環型社会：地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

植生：ある地域における植物体の集まりの総称。

新エネルギー：「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。新エネルギーには、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス燃料製造

等の自然エネルギーや、ハイブリッド自動車・電気自動車等のクリーンエネルギー自動車などがある。

水質汚濁防止法：水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

生活環境項目：水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどBODが高く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

騒音規制法：この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、また道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができることになっている。

## 夕行

ダイオキシン：ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。昭和40年（1965）ごろから除草剤として使われたが、同46年使用禁止。

ダイオキシン類：ダイオキシン類は、工業的に製造される物ではなく、ものの燃焼などの過程で自然に生成し、そのため広く環境中に存在しています。自然界においても、森

林火災や火山活動などでも生じるといわれていますが、極微量で通常の日常生活の中では健康に影響を生じるレベルではないとされています。現在の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼でその他、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排出ガスなど様々な発生源があります。

大腸菌群数：乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するという事は、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

地球温暖化：本来、地球は二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」によって平均気温は約 15℃に保たれ、人間や動植物にとって住みよい環境が維持されています。地球温暖化とは、近年、人間の活動が拡大し石油や石炭の消費が増大したことで、温室効果ガスが大量に大気中に排出されているため、温室効果が強まって地球の温度が上昇することをいいます。通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15℃に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれています。ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球温暖化対策：温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化や、国際的に協力して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義される「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象（地球温暖化）」の防止を図るための施策や取組のことをいいます。

地球サミット：地球環境の保全をテーマに、1992年6月リオデジャネイロで開催された国際会議。

地産地消：地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。食べ物以外の生産物についていう場合も多い。

低公害車：大気汚染物質の排出が少ない、またはまったく排出しない自動車のこと。種類としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び水素を燃料とする燃料電池自動車があります。

低炭素都市：地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から温室効果ガスの排出抑制策を行う都市のことです。

TEQ：Toxic Equivalent の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数(TEF)により換算した量。各異性体ごとに濃度と TEF の積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度の TEQ 換算値という。

T-N（ティーエヌ 総窒素）：窒素を含む化合物の総称。無機態窒素と有機態窒素の二つに大別される。農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

T-P（ティーピー 総リン）：リンを含む化合物の総称。無機態リンの二つの形態に大別することができる。天然には燐灰石などのような燐酸塩として産出する。複雑な有機化合物として生物体の重要な部分を構成する。農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

特定外来生物：海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律：外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。

都市公園：次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものです。

①都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

②次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

1）一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（2）に該当するものを除く。）

2）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

土壤汚染：人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壤の汚染という。土壤汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

土壤汚染対策法：土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。同法第3条又は第4条に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域

都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっばら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

## ナ行

二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）：不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）：一酸化窒素（ $\text{NO}$ ）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。は行

二次的自然：二次林，二次草原，農耕地等，人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然のことです。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然のことをいいます。

ネットワーク：個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

農林業センサス：農林業に関する全般的な全数調査。5年に一度調査が行われる。

## ハ行

バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。バイオマスを使用した燃料の燃焼により放出される二酸化炭素は、生物の光合成によって大気中から吸収された二酸化炭素と同量である（「カーボンニュートラル」と呼ばれる）ことから、二酸化炭素を増加させないという特性があります。

バイオマスエネルギー：生物群をエネルギー源として利用する方法。メタン抽出など。また、そのエネルギー。

パブリックコメント：行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度

BOD（生物化学的酸素要求量）：溶存酸素の存在下で、水中の有機物質等が生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。河川の水質汚濁の一般指標として用いられます。これは、BOD が自然界での酸素要求量が高い有機物質量の指標となる点で汚濁の状況を明確に表していると考えられることによります。

PRTR（ピーアールティール）：化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公

表する仕組み。1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

浮遊物質（SS）：水中を浮遊する物質の量。1リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

浮遊粒子状物質：浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （10マイクロメートル=10万分の1m）以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

フロンガス：炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

文化財：文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

pH（ペーハー）：水素イオン濃度指数。溶液中の水素イオン濃度〔H〕を示す尺度で、 $\text{pH} = -\log [\text{H}]$ と定義されている。

ボランティア：自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

## マ行

マニフェスト（産業廃棄物管理票）：排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認するしくみがマニフェスト制度です。

それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができます。これによって、不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐことができます。

## ヤ行

野生動物：原野など人の手の入らない領域に生息している、人間に飼われていない、人間社会の存在に依存していない動物全般

有害化学物質：環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

有機塩素系化合物：テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の塩素系の化合物をいう。一部には発がん性もある。洗浄剤、溶剤等としてすぐれた特性を持つ反面、環境に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質であり、人の健康の保護に関する環境基準項目である。

溶存酸素（DO）：水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量です。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

吉野川市都市計画マスタープラン：都市計画法第 18 条の 2 に規定されるもので、吉野川市が総合計画等の上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、吉野川市の都市計画に関する基本的な方針です。

## ラ行

リサイクル：資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。まだ使える不用品を他の人に提供して、活用をはかること。

リターナブルびん：一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

類型指定（類型あてはめ）：水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

レッドデータブック：絶滅の危機にある野生生物の現状を記録した資料集で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966 に初めて発行したもの。IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000 年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとって RDB と略称される。また、作成者を表すため環境省版 RDB、都道府県版 RDB などと言われることが多い。

レッドデータブックカテゴリー：絶滅のおそれのある種のリスト（レッドリスト）あるいはそれを掲載した「レッドデータブック」を作成する際に、種ごとの危険性のランクづけに採用される基準。絶滅危惧種カテゴリーともいわれる。各カテゴリーの名称は、

- 絶滅（Extinct; EX）
- 野生絶滅（Extinct in the Wild; EW）
- 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）
- 一絶滅危惧ⅠA類（Critically Endangered; CR）
- 一絶滅危惧ⅠB類（Endangered; EN）
- 絶滅危惧Ⅱ類（Vulnerable; VU）
- 準絶滅危惧（Near Threatened; NT）
- 情報不足（Data Deficient; DD）
- 附属資料：絶滅のおそれのある地域個体群（Local Population; LP）

なお、絶滅危惧Ⅰ類のうち、数値基準によりさらに評価が可能な種については絶滅危惧ⅠA類（CR）及びⅠB類（EN）に区分することとしている。また、上記のうちCR、EN、VUを“絶滅のおそれのある種”としている。



ワ行



《表紙の写真》

美郷地区：ホタル

鴨嶋地区：キク人形

川島地区：ブドウ

山川地区：船窪のオオツツジ

(昭和 60 年国の天然記念物指定)

吉野川市環境基本計画

平成 28 年●月発行

【企画・編集】 吉野川市市民部環境局環境企画課  
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島 115-1  
電話 0883-22-2230 F A X 0883-22-2247  
E-mail kankyou@city.yoshinogawa.lg.jp  
ホームページ <http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>